

第68回 佐用町議会〔定例〕会議録（第1日）

平成27年9月7日（月曜日）

出席議員 (14名)	1番	加古原 瑞樹	2番	千種 和英
	3番	小林 裕和	4番	廣利 一志
	5番	竹内 日出夫	6番	石堂 基
	7番	岡本 義次	8番	金谷 英志
	9番	山本 幹雄	10番	岡本 安夫
	11番	矢内 作夫	12番	石黒 永剛
	13番	平岡 きぬゑ	14番	西岡 正
欠席議員 (名)				
遅刻議員 (名)				
早退議員 (名)				

事務局出席 職員職氏名	議会事務局長	舟 引 新	書 記	宇 多 雅 弘
説明のため出席 した者の職氏名 (21名)	町 長	庵 途 典 章	副 町 長	坪 内 頼 男
	教 育 長	勝 山 剛	教 育 次 長	坂 本 博 美
	総 務 課 長	鎌 井 千 秋	企画防災課長	久 保 正 彦
	税 務 課 長	加 藤 逸 生	住 民 課 長	岡 本 隆 文
	健康福祉課長	森 下 守	農林振興課長	横 山 芳 己
	商工観光課長	高 見 寛 治	建 設 課 長	鎌 内 正 至
	上下水道課長	上 野 耕 作	生涯学習課長	服 部 憲 靖
	天文台公園長	谷 口 俊 廣	上月支所長	中 石 嘉 勝
	南光支所長	鎌 内 寛 憲	三日月支所長	岡 田 義 一
	会 計 課 長	船 曳 覚	教 育 課 長	尾 崎 文 昭
	代表監査委員	樫 本 忠 美		
欠 席 者 (名)				
遅 刻 者 (名)				
早 退 者 (名)				
議 事 日 程	別 紙 の と お り			

【本日の会議に付した案件】

- 日程第 1. 会議録署名議員の指名
日程第 2. 会期決定の件
日程第 3. 行政報告について
日程第 4. 発議第 1 号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）
（委員長報告）
日程第 5. 発議第 3 号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について
日程第 6. 報告第 5 号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
日程第 7. 報告第 6 号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について
日程第 8. 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて
専決第 19 号）
日程第 9. 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償の額を定め和解することについて
専決第 20 号）
日程第 10. 議案第 68 号 佐用町個人情報保護に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 11. 議案第 69 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 12. 議案第 70 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について
日程第 13. 議案第 71 号 佐用町石井財産区管理条例の制定について
日程第 14. 議案第 72 号 佐用町久崎財産区議会設置条例の制定について
日程第 15. 議案第 73 号 平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 16. 議案第 74 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出
について
日程第 17. 議案第 75 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出に
ついて
日程第 18. 議案第 76 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出
について
日程第 19. 議案第 77 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案
（第 1 号）の提出について
日程第 20. 議案第 78 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）
の提出について
日程第 21. 議案第 79 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出に
ついて
日程第 22. 認定第 1 号 平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 23. 認定第 2 号 平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認
定について
日程第 24. 認定第 3 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第 25. 認定第 4 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第 26. 認定第 5 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 27. 認定第 6 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第 28. 認定第 7 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定につ
いて
日程第 29. 認定第 8 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決
算の認定について
日程第 30. 認定第 9 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定に

- について
- 日程第 31. 認定第 10 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32. 認定第 11 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 12 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 13 号 平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 14 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 15 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 16 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定について
- 日程第 38. 決算監査報告について
- 日程第 39. 認定第 17 号 平成 26 年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 40. 同意第 1 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 41. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 42. 特別委員会の設置及び委員定数について
- 日程第 43. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について
- 日程第 44. 委員会付託について
-
-

午前 09 時 30 分 開会

議長（西岡 正君） 皆さん、おはようございます。

開会にあたりまして一言御挨拶を申し上げます。本日ここに、第 68 回佐用町議会定例会が招集されましたところ、議員各位におかれましては、おそろいでご参集を賜り、誠に御苦労さまでございます。

去る、8 月 27 日の子ども議会におきましては、町長をはじめ教育長、皆さんに大変お世話になりました。実り多き議会になりましたことと思います。本当にありがとうございました。

さて、今期定例会には、平成 26 年度各会計決算の認定をはじめ、平成 27 年度各会計補正予算案、条例に関する案件など、37 案件が付議されています。

何とぞ、議員各位には慎重なるご審議を賜り、これら諸案件につきまして、適切妥当なる結果が得られますようお願いを申し上げ、開会の挨拶といたします。

町長、挨拶をお願いします。

町長（庵逄典章君） 皆さん、改めましておはようございます。早朝から御苦労さまです。

議長、今、御挨拶いただきましたように、この 9 月定例議会におきましては、26 年度の決算、各条例案件、27 年度の補正予算、そして人事案件とたくさんの議案を提出させていただいております。

それぞれ十分にご審議いただいて適切な結論をいただきますように、よろしくお願ひしたいと思います。

特に、26 年度の決算につきましては、8 月 3 日から 4 日間にわたりまして監査委員の皆さんに大変御苦労いただいて集中監査をしていただいて、意見書をいただいております。監査委員の皆さんに、それぞれ改めてお礼を申し上げたいと思います。

少しちょっと、御挨拶の時間をいただいて、2点ほど報告をさせていただきたいと思います。

1つ、土曜日、日曜日、5日、6日で販売をさせていただきました暮らしの応援券、各支所、本庁で販売をさせていただいて、5日の朝は各会場とも長い行列ができて、大変込み合ったんですけれども、最終的に販売数が2万冊の中で1万3,000余り、1万3,114冊、今、販売が2日間でできました。率にして約65パーセントが売れたということでありまして、あと35パーセント残っております。これは使用期間が来年の1月31日までということでありまして、この間に商工会のほうで販売という形になりますので、特に、当初の販売においては、関係者の皆さんは遠慮して控えておられると思います。議員の皆さんも控えられていたと思うんですけれども、これからは、みんなでこれ早く完売をさせていただきたいと思いますので、ぜひお買い求めをさせていただきたいと思います。

それから、もう1点、これも5日に開催させていただきました森林組合の総代会におきまして、26年度の事業決算について承認をいただいたところでございますけれども、森林組合の26年度におきましては、搬出間伐、出荷が6,000立米余り出荷できました。それから、バイオマス燃料として813トンの出荷ができて、経常利益で800万円余りの利益を計上することができました。町からも高性能の、ああした林業作業機械の補助をいただいて導入して、そういう形の中で搬出、利用間伐について努めております。そうした決算ができたということ、ひとつ報告をさせていただきます。

以上、挨拶にかえさせていただきます。本議会最終までよろしくお願ひ申し上げます。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございます。

ただ今の出席議員数は定足数に達しておりますので、これより第68回佐用町議会定例会を開会します。

なお、今期定例会のため、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、教育次長、各課長、各支所長、天文台公園長、代表監査委員であります。

なお、傍聴者におかれましては、傍聴中守らなければならないことを遵守していただき、静粛に傍聴していただきますようお願い申し上げます。

これより、本日の会議を開きます。

直ちに日程に入ります。

日程第1．会議録署名議員の指名

議長（西岡 正君） 日程第1は、会議録署名議員の指名であります。

会議録署名議員は、会議規則第121条の規定により、議長より指名をいたします。6番、石堂 基君。7番、岡本義次君。

以上の両君をお願いいたします。

日程第2．会期決定の件

議長（西岡 正君） 続いて日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日9月7日から9月30日までの24日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、本日9月7日から9月30日までの24日間と決定いたしました。

日程第3．行政報告について

議長（西岡 正君） 続いて日程第3、行政報告に入りますが、行政報告については、ないとの旨報告がありましたので、次に移ります。

なお、ここであらかじめ申し上げておきますが、議案書は予定案件として前もって配付しており、ご熟読のことと思いますので、会議の進行上、以後の議案朗読を省略したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

日程第4．発議第1号 平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案） （委員長報告）

議長（西岡 正君） 日程第4、発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）についてを、議題といたします。

発議第1号については、先の定例会に所管の総務常任委員会に審査を付託し、閉会中の継続審査とされておりますので、総務常任委員長の審査報告を求めます。

総務常任委員長、小林裕和君。

〔総務常任委員長 小林裕和君 登壇〕

総務常任委員長（小林裕和君） 第67回定例会において継続審査としておりました発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）についての審査結果を要約して報告させていただきます。

委員会は、平成27年8月11日火曜日でありまして、現地調査の後、午前11時11分より当案件について審査をいたしました。

場所は、第1庁舎西館3階委員会室。

出席者は委員全員と事務局長でありました。

まず、提案者からの追加説明があり、衆議院は通過したが、参議院に審議が移っても全国各地での戦争法案の反対の声、慎重審議の意見書など265地方議会となっている。

参議院で明らかになったのは、なぜこの法案が必要かということで、韓国や北朝鮮、中国の脅威論を抑止するための法案と言われているが、台湾や尖閣問題について中国が軍事力で彼らの野望を実現する可能性は極めて少なく、南シナ海問題については、現実には軍事対立のない地域で対立は統治権をめぐる紛争であり、どの国も軍事対立は望んでいない。

戦争保安をもって抑止力になるということは、アメリカの専門家の中にも、戦争状態になるという危機度は見られないということであり、戦争保安の必要性も根拠が薄れている。

よって、この法案の廃案が求められるとの説明の後、質疑に入りました。

質疑では、東シナ海や南シナ海では紛争はない。しかし、国際法違反してまで既成事実をつくろうとしており、この拡大を認めてはならないし、既成事実をつくらせないことは可能である。そのためには、常に緊張状態、そういった隙を見せないことが大切である。

また、この平和安全法制は必要である。尖閣においても領海侵犯等で既成事実をつくろうとしている国々に対して、それを抑止することが必要であり、戦争法案という考えではなく国際支援法案等安全保障法案である。この法案が成立することにより日本が戦争に巻き込まれないと考え必要な法案である。

現実に国際情勢を考え、60年代、70年代の安保の反対をしたら本当にこの平和が守れたのかというのも疑問であり、風潮に流されたような論調もあるが、全て正解なのか？誰が責任を持って今の日本を取り巻く国際情勢に対応するのかと言ったら、やはり政府を信頼しなければならない。国防、外交なんていう一番表に、具体的に話のできないところは国に担っていただいております、今の国際情勢を鑑みて、今の責任政党、今の政府に委ね国を守っていただきたい。

尖閣諸島等の問題は、日本の国に防衛の力がないがゆえに起きていることである。国にそういう力をつけることこそが抑止力になるという考え方がある。国のことは国会でという考え方があり戦争法そのものですという文言には賛成できない。

国民の生命と財産、平和な暮らしを守ることは、政府の最も重要な責務であり、安全保障環境は、世界情勢から見ても一層厳しい。我が国の安全を確保していくには、法整備ということは必要である。

国際社会の一員として責任を果たすことは重要である。

現段階では、7月16日に衆議院を通過し、27日から参議院において審議中である。国民の理解が未だ十分でないとの世論調査もあるが、現状を十分に考慮して法案を成立すべきである。

世論の流れだけでなく、近隣諸国の動向も踏まえ将来の日本国家を真剣に考えるべきであり、戦争をする国にするための法案ではない。日本を取り巻く状況を考える時、国際情勢に現実的に対応すべきである。

等々の質疑の中で、今回の意見書は採択はできないが、内容を修正する検討もいたしました。内容が「戦争をする国」「戦争法案」「日本がいつでも、どこでも軍事行動がとれる」ともとれる表現は、自衛隊の海外派遣には国会の事前承認が必要であり、この表現は誤りであり、修正は適正ではないとの判断をいたしました。

議論は、採択するか、しないかの平行線であり、質疑を終結し、討論に入り、反対討論、この国を70年前の戦火に見舞われた焦土と化した国にするわけにはいきません。戦争は何があっても反対です。マスコミは説明不足と言いますが、私には戦争しないための法案という言葉が理解できます。この日本を守らなければならないと考え、日本を守るということは、国民を守る、領土を守る、日本の経済を守るということなのか、それらすべてを守って初めて日本を守るということになるのではないかと考える。平和法案反対と言われる方々は、どのようにこの国の防衛を考えているのか説明がない。単純に平和安全法制整備反対というだけで、戦争反対というだけで、国民を、日本の領土を、この国の経済を守れるのかと言えば、そうは思わない。単純に戦争反対と唱えるだけで、戦争はなくなるほど世界の外交、状況は単純ではない。南の国を見れば誰もが反論できないはずで、それが現実である。共産党の委員長は、政府の言う「武力行使と一体でない後方支援など世界で通用しませんと言うが、そうです。他国は世界の平和と秩序を守るために武器を持って前線に立っています。委員長の発言を見れば、日本も武器を持って前線に立てと言っているように聞こえるが、それこそ問題である。今日の日本、そして未来永劫、どこの国からも

攻めてこられないよう寸分の隙もつぐらない、不断の努力をする必要があると考える。よって発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）については反対いたします。

賛成討論、「中国の海洋進出や北朝鮮の核・ミサイル開発などで、日本の安全保障環境は厳しさを増している」首相は国会審議でたびたびこう発言し、この2国を名指しで批判している。中国や北朝鮮の高圧的な振る舞いが地域の緊張を高める要因となっていることは事実だ。しかし、そうした事情を直ちに日本の防衛力の強化などに結びつける考え方は短絡的である。領有権問題を抱える南シナ海で、岩礁を埋め立てて滑走路や港湾を建設する。確かに、中国の強引な行動は周辺国とのあつれきを生んでいる。東シナ海でも日中合意を無視するようにガス田開発を進める。尖閣周辺では、中国公船による領海侵入が相次ぎ、にらみ合いが続く。北朝鮮も、潜水艦発射弾道ミサイルの実験成功を発表するなど、威圧的な姿勢を崩していない。政府はそうした状況を指摘して「安全関連法案が不可欠」とする。国会で中国などの行動を引き合いに出し「一国のみで自国の安全は守れない」と力説する。だが、集団的自衛権行使を可能とする法整備など「力の政策」でそうした動きを止めることが可能なのか。法案への理解を促すのが狙いであろうが、危機感をあおる政府の説明は外交努力をおろそかにしていないか。我が国の安全保障は、安全法制整備ではなく、外交努力によるべきである。以上の理由で廃案を求める意見書に賛成いたします。

ほかに討論なく、討論を打ち切り、採決の結果、賛成少数で不採択と決しました。

また、慎重審議を求める意見書についての協議内容も報告させていただきます。

国策に対して言える場合は、選挙という方法と意見書という方法があるので、改めて議会の姿勢を示すためにも意見書は採択にならないが、慎重審議を求める意見書を出すべきではないか。

国のことは国に任せ、町のことは町に任せてくださいというのが基本であると考え、信じた人に投票して担ってもらっているから、あえて意見書を出す必要はない。

7月27日より参議院の特別委員会で、慎重に審議しているものと理解をしている。

政府は国民に対して丁寧な説明を繰り返し、国民の理解が深まるよう鋭意努力を重ねていると認識している。国民の解釈もさまざまであり、多様な意見と世論調査や地方議会の動向も考慮しても意見書を出す必要はないのではないかと。

世界の秩序の安定に、積極的に国際貢献すべきことは、多くの国民が理解していると考えますが、昨今の我が国を取り巻く安全保障環境は急激に不安定になりつつ、今まさに議論がなされています。

いずれにしても、意見書については、地方議会が公益に関する意見書を国会に提出することができるのと地方自治法で定められており、地方の民意を国政に反映させる手段として活用されておりますが、あくまでこの安全保障関連法案は、我が国の平和と安全を守るための法案であり、防衛や外交といった国の専管事項として、国会が今、まさに慎重に審議を行っている最中であり、一地方自治体の議会として、その審議を見守るべきだと考えます。

以上のことから安全保障関連法案についての意見書は提出をしないというふうに確認をいたしました。

以上で、報告を終わります。

議長（西岡 正君） 委員長の審査報告は終わりました。

それでは、発議第1号について、委員長報告に対する質疑を行います、ございますか。ありませんね。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 私は、慎重審議を求めるといふ意見書を議会として示すべきではないかという立場から、戦争法案という文言については、私は抵抗がありますけれども、共通の認識としては、戦争を防止すると、抑止するといふ考え方のところでは共通の理解は得られるのではないかと。まさに、参議院で今週、来週、法案が可決云々という報道もされております。衆議院で100時間という話もありました。

この関連法案といふのは、実は11法案、国際平和支援法という新法。それから、自衛隊法とか、武力攻撃、自衛隊法改正案、関連する10法案、100時間たったから十分。あるいは、参議院で十分な審議が今週、来週でできて採決といふふうなことが言われておりますけれども、一番明確にされてないのは、憲法の解釈を一内閣だけで解釈変更して法案の可決に持っていくといふところが理解できないし、もっと言えば、この国会で、なぜ成立を急ぐのかといふところが、国民の6割の方が不安に思い反対していると。これは佐用町の場合でも同じことが言えると思います。

だから、委員会の中で慎重審議といふ意見もあったといふふうには報告もありました。もう一歩進めて、その意見にここでやっぱり議論をしていって、慎重審議を求めるといふ真摯な審議を求めるといふ形に持っていく必要があるのではないかなといふことを思いますけれども、ぜひ、そういう形で意見書採択といふ形を持っていくべきだといふふうに思いますけど、いかがでしょうか。

議長（西岡 正君） すいません。今、討論ではありませんので、質疑ですので、もう少しわかりやすく、どこどこを質疑したいという方向でひとつお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

今の委員長に対しての質疑でありますので、委員長の報告に対してどこどこといふことを、ちょっと討論のような感じになりましたので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長、今のんで答えられますか。はい。

総務常任委員長（小林裕和君） 今回の件ですね、そういう事細かいとこまでの質疑は委員会ではございません。

しかし、委員の中にも慎重審議を求めるといふ意見書、報告させていただいたように、そういう意見もございました。

しかし、報告させていただいたように、これについては、国会のほうで今、慎重に審議をされているので、それを見守るべきではないかといふのが大多数でありましたので、意見書の採択といふことについてはしないといふことで、確認をさせていただきました。

議長（西岡 正君） はい、廣利議員、どうでしょう。よろしいでしょうか。いいですか。

はい、ほかにありますか。

はい、ないようですので、質疑を終結いたします。

これから、討論を行います。まず、原案に賛成討論の方、ございますか。

〔「反対から」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ああ、失礼、反対ですね。

議会事務局長（舟引 新君） 賛成です。

議長（西岡 正君） 賛成ですね。原案ですから。はい、委員長報告じゃありません。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、どうぞ。

8 番（金谷英志君） 発議第 1 号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書の賛成討論を行います。

この法案は、参院の審議を通じて政府がまともな答弁ができなくなっています。参院安保法制特別委員会で政府が答弁にいき詰まり 95 回も審議が中断し、審議途中で散会するという事態も起こっています。

いき詰まりの第一は政府が、法案の根幹部分について整合的な答弁ができなくなっているということです。

集団的自衛権行使の具体例としてパネルまで持ち出して首相が掲げた「邦人輸送の米艦護衛」について「邦人が乗船しているかどうかは絶対的条件ではない」と中谷防衛相が言い出し、「ホルムズ海峡の機雷掃海」に関してはイランの安保政策責任者が封鎖を否定しています。このように具体例が崩れ去り立法事実を説明できなくなっています。

第 2 は、自衛隊の軍事行動について歯止めをもたないことが明らかになってきました。米軍等への自衛隊の兵たんに関して非人道的兵器であるクラスター弾、劣化ウラン弾、毒ガス兵器、果ては核兵器に至るまで法律上は運べるということです。

第 3 に、米軍の指揮下での自衛隊の暴走が明らかになりました。日本共産党の小池晃副委員長が暴露した統合幕僚監部の内部資料には米艦防護の交戦規定策定、軍軍間の調整所の設置、法案成立を前提とした南スーダン PKO の行動拡大が記されています。戦前は天皇の統帥権の名のもとに軍部が暴走しました。今は米軍の指揮下で自衛隊が暴走しています。

そして、安倍首相がたびたび持ち出してくるのが安全保障環境の変化とそれに対応する抑止力を向上させるというものです。国会審議でも「中国の海洋進出や北朝鮮の核・ミサイル開発などで日本の安全保障環境は厳しさを増している」とこの 2 国を名指しで批判しています。

しかし、デニス・ブレア米太平洋軍元司令官は、4 月 14 日、外国特派員協会での発言で台湾や尖閣諸島問題について、中国が軍事力で彼らの野望を実現する可能性は極めて少ない。軍事作戦の実施は極めて大きなリスクを負うことを中国は知っているし、南シナ海については、現実に、軍事対立のない地域だといえる。対立は、統治権をめぐる紛争であり、海域全体についての規制、油井掘削船の配備などであり、軍事対立よりもはるかに低い水準。どの国も、軍事対立へのエスカレートを望んでいないと述べており、米国の軍関係者は安倍首相とは全く違う認識を示しています。

また、8 月 5 日の参院安保法制特別委員会で、日本共産党の大門みきし議員が、日本企業 4 万社以上が中国に進出し、輸出先としては米国に次ぐ 2 位、輸入元では 1 位で貿易総額も米国を超え 1 位であることを挙げ、日中関係は今後も経済依存度を高める傾向にあり将来利害が一致する国同士が戦争するのは世界の常識から見ても考えられないと指摘したのに対して、岸田外相は「日本政府は中国を脅威とみなしていない」と明言しました。戦

争法案を押し通すために政府・与党が盛んに宣伝している脅威論が成り立たないことを政府自身が認めています。

アメリカは、戦後、国連憲章と国際法を踏みにじって、多くの先制攻撃の戦争を実行してきました。そのうち 83 年のグレナダ侵略、86 年のリビア爆撃、89 年のパナマ侵略に対して国連総会は 3 回にわたって、アメリカを名指して国際法違反と批判する決議を採択しています。にもかかわらず、この対米非難決議に対して日本政府は全て反対・棄権しています。

1960 年代から 70 年代にかけてベトナム戦争、2003 年から今日に至るイラク戦争、この 2 つの戦争に日本政府は深く関与しています。ベトナム戦争に際して、日本政府はアメリカの軍事介入を全面的に支持し、在日米軍基地をベトナム攻撃の最前線の基地として使用させました。イラク戦争に際しても、日本政府は、アメリカによる先制攻撃を全面的に支持し、自衛隊をイラクに派兵し、この戦争の協力者になりました。この 2 つの戦争の発端となったトンキン湾事件も大量破壊兵器もアメリカの捏造だったということはアメリカ政府も認めています。しかし、日本政府は捏造とわかっていても説明も求めず、今日に至るまでまともな検証もせず、誤りだったという反省もしていません。

アメリカの戦争に口が裂けても反対と言えない。このような政府がアメリカに「武力攻撃されたから支援してくれ、支援しないと日本の存立に関わる」と言われて、どうして自主的な判断ができるのでしょうか。アメリカが先制攻撃の戦争に乗り出しても、違法な戦争と批判できず、言われるままに集団的自衛権を発動することは明らかです。

イラク戦争の際には、自衛隊を派遣しましたが、非武装地域での支援にとどまりました。しかしこの法案が通れば、根本的に事態は変わってきます。アメリカの無法な戦争に、自衛隊が武力をもって参戦することになります。その危険性は計り知れません。

政府が平和安全法制の名で持ち出してきたこの法案は、武力の行使を禁止し、戦力の保持を禁止した憲法 9 条を幾重にも踏みにじる違憲立法であり、日本を海外で戦争する国につくりかえる戦争法案であることが国会審議で浮き彫りになっています。

以上の理由からこの法案の廃案を求めるものです。

議長（西岡 正君） はい、続きまして、反対の方、討論ございますか。

〔山本君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、山本議員。

9 番（山本幹雄君） 反対討論。

発議第 1 号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）に、反対の立場で討論いたします。

私は、戦争は嫌いです。何があっても、この国を 70 年前の戦火に見舞われた、焦土と化した国にするわけにはいきません。

私の母方のおじいちゃんは、戦争に行き亡くなりました。その後、母方のおばあちゃんも間もなく亡くなり、一人っ子の母は、10 代から大変な苦勞をしながら生きてきました。そんな話をよく聞いております。

ですから、もう一度、そんな状況、戦火に見舞われた悲惨な状況にこの国がなることはあってはなりません。

もう一度、言いますが、戦争は、何があっても反対です。

では、平和安全法制反対と言われる方々は、どのようにしてこの国を守るのか。戦争反

対と言うだけでは、戦争は防げません。

一部の方々は憲法9条がこの国にはあると言います。憲法9条がある以上、戦争にならないと訴える方々がいます。しかし、そうでしょうか。憲法9条は、この国が戦いを放棄しているだけで、他国からの侵略の是非については、何ら答えていません。侵略者に対して、どう対応するかについての方法は整備していますが、しかし、諸外国にとって、日本に侵略、交戦をしかけることは、何らその国にとって憲法違反にならないということ、私たち日本人も頭に入れておくべきである。

憲法9条が、世界で、近隣諸国で評価されていると言われる方がおられる。本当に評価されているのでしょうか。もし、そうであるなら、世界は争って憲法9条を設置するのではないのでしょうか。

しかし、そうはなっていない。なぜ。それは、憲法9条で世界の安全と平和を守れないことを世界は感じているからではないのでしょうか。もし、憲法9条で世界の平和・安全が守れるというのであれば、日本の近隣諸国にも、ぜひつくっていただくよう進言していただきたいと思う。

しかし、もう一度言うが、どこの国も憲法9条をつくる気配はない。そんな中、日本だけが憲法9条があると、憲法9条があることによって、どこの国も日本と戦争しないという不思議な思い込みをされている方々がいる。

しかし、憲法9条に有効性がないことは、どこの国も憲法9条をつくらないことで証明されている。

日本は、世界で異質な国になっている。日本以外の国にとって交戦することは、権利である。自国民を守る最前の策であると考えている。それが世界の常識であり正義である。世界の歴史を見れば、異を唱える方はいないと思う。

ただし、本当は日本のように戦争を放棄している異質な国が正しいとは思わない。

しかし、世界の常識は、それをいつまでも許してくれるとは思えない。

世界には、スイスのように永世中立国を標榜している国がある。どこの国の見方もしないが、敵にもならない。自国の安全は自国で守る。そんな国である。日本も平和安全法制整備を反対するというのであれば、スイスのように永世中立国を目指し、自国防衛を国民すべてが真剣に考えなければならない。

ただし、スイスは、各家にマシンガンを装備し、国民に年間数千発もの銃の発砲練習の義務化をしている。また、統治下といって、大砲や銃器を備え、ミニ基地といったものが2,000カ所以上もある。スイス国民は、いついかなる時も戦うという覚悟を決め、準備を怠らないようにしている。どことも手をつながないということは、世界ではスイスのように国民すべてが国防意識を持ち、いつでも、どこでも武器を持ち戦うという意思表示をすることが当たり前なのである。

日本も平和安全法制整備を反対というのであれば、スイスのように国民は銃の発砲や統治下のようなミニ基地をつくり大砲を撃つ。武器の扱いの練習をする。その覚悟を持つ必要がある。

しかし、私には、それだけの覚悟がない。また、国民にそれだけの覚悟を求めることもできません。今回の法案を反対すると言われる方々は、どこまでその覚悟があるのか。また、その覚悟を国民に求めるだけの思いがあるのか。私には、どうもそのようには見受けられない。

平和安全法制整備法案・国際平和支援法について、よく説明が十分なされていないと言います。マスコミは説明不足と言います。しかし、私には、安倍首相の戦争をしないための法案という言葉が心にスコンと落ちました。私には、それで十分な説明だと思えます。説明不足と言われる方は、自分たちが納得する答弁でないと言っているようにしか、私に

は聞こえません。

あるテレビで、日本にとって危険な国とは、どこなのかということ、はっきり国会の場で言うべきであると言われた方がいる。しかし、それは国際法問題になるから、国会の場では言えないと、隣にいたコメンテーターがコメントしていた。

今、説明不足と言うが、どのような説明を求めているのか、甚だ問題である。

先ほども述べたように、私は、この日本を何が何でも守らなければならないと考えています。日本を守るということは、日本人を守ることなのか。日本の領土を守るということなのか。それとも、日本の経済を守るということなのか。私は、それら全てを守って、初めて日本を守るということになるのではないかと思う。

平和法案反対と言われる方が反対と言うが、どのようにこの日本を守るというのか。その議論が欠落しているように思える。

今、日本人は、70年前よりはるかに世界中を飛び回り、世界の隅々で居住している。経済もはるかに広範囲で成り立っている。そういったことを鑑みた時、単純に、平和安全法制整備反対と言うだけで、戦争反対というだけで、日本人を、この国の領土を、この国の経済を守るといえるかと言えば、私には、そうは思えない。

世界各地で戦争、内戦、紛争が起こっている。戦争、紛争が起こる理由は、実にさまざまである。過去の歴史を見ると、領土問題、人種問題、民族問題、宗教問題、経済問題、また、貧富の格差など、実にさまざまである。単純に戦争反対と訴えるだけで、戦争がなくなるほど世界の外交、状況は単純ではない。世界における外交は、自国の利益を最優先に考え行動する。自国の利益のためであれば、他国の都合は無視されてきた。それが、よいか、悪いかではない。それが現実である。

戦争反対と考えること、戦争反対ということは、実に素晴らしいことである。しかし、それで戦争、紛争がなくなるわけではないことは、世界の状況を見ればわかる。

日本の周辺国でも、他国が異議を申し立てても平然と無視をし、7つの岩礁を埋め立て、人工島やヘリポートもつくり、自国の領土だと言い張る。

また、武力で攻め入り侵攻をしても我が領土だと言い張り、そのため、世界的な宗教家ダライ・ラマは外国へ逃亡している。

そして、日本との海の境界線近くでガス田を掘っている。日本が異議申し立てても聞き入れる様子はない。それどころか、さらに12基ものガス田開発のプラットホームの建設をしている。自国の利益のみが最優先で他国の都合などおかない。それが世界の外交の現実である。

それは、隣国に限ったことではない。世界を見渡した時、ヨーロッパでクリミア半島が紛争で占領されている。そこに話し合いの余地はない。武力であれ、占領という既成事実ができてしまえば、後で何を言っても通用しないのが世界の常識である。日本の考える正義、常識と、世界が考える正義、常識は違う。

一時、世界の警察と標榜していたアメリカにおいても例外ではない。そんな世界の状況にあって、戦争、紛争が終結するのは、悲しいかな武力、兵力の差においてのみの解決でしかない。

東西冷戦時代は、話し合いで均衡が保っていたと言われる方がおられるが、そうではない。それこそ、強力な武力の均衡があって平和が保たれていたのである。

世界の話し合いは、武力を後ろ盾にし、話し合いが行われてきた。単純に話し合いだけで、平和が保たれてきたわけではない。それが現実である。話し合いで何とかなると考えるのは、あまりにも無責任すぎる。

日本が、もしもの時、アメリカさん。また、同盟国の皆さん、助けてください。しかし、日本は憲法9条があるので、アメリカはおろか、どこも助けません。そんな日本にだけ都

合がよい正義、常識が世界でいつまでも通用するとは考えられません。

70年安保時、先頭に立って安保反対と言われた方が、法案なんか読んでいなかったという。皆さんもよくご存じの70年安保時、あれだけのデモを繰り返しながらである。その本質を見ようとはせず、反対のための反対をしていたことになる。

今回の法案にしても、先述したようなことを、どれだけ覚悟し、発言しているのかと言えば、どう考えても安易に空気だけで反対しているようにしか思えない。

そして、発議第1号で共産党の志位委員長は、戦争立法そのもので、平時から集団的自衛権に至るまであらゆる事態で米軍を支援するための法案で、米軍支援法とも言い換えることができると思いますが、あらゆる事態に対応でき、日本国土が焦土化しないための法案であることは明白である。

また、政府の言う、武力行使と一体でない後方支援など、世界では通用しませんと言うが、そうです。日本のように武器も軽微で後方支援だけでなく、他国は、世界の平和と秩序を守るため武器を持って前線に立っています。これが世界では常識です。

志位委員長の発言を見れば、日本は武器を持って前線に立てと言っているように聞こえるが、それこそ問題である。日本を守るために他国が武装している。これが世界では常識で、武器も持たず、後方支援など、本来ありえない。

本来であれば、日本国は、日本国民を守るために、日本の領土を守るため、日本の経済を守るため、世界に出向き防衛するべきである。日本の領土だけ守って済む時代は、50年前に済んでいる。

私は、全ての意味において、今日の日本を、そして未来永劫、どこの国からも攻めて来られないよう、寸分の間もつくりたい。不断の努力をする必要がある。そのために、発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）の反対討論といたします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 意見書の原案に賛成の立場から討論を行います。

この法案の国会審議の経過は、5月14日に安倍内閣が閣議決定。26日から国会での審議が始まりました。

6月4日、憲法審査会で憲法学者3氏がそろって法案は違憲と批判し、6月22日の国会で6月24日までの会期であったものを9月27日まで延長し、元法制局長官2氏も参考人質疑では違憲、逸脱と批判しています。

7月15日に単独で、自民党、公明党ですが、委員会の採決を強行し、16日の本会議で法案の衆議院が通過しています。

7月26日から参議院で審議が開始され、参議院審議の中で1、防衛相が国会審議前の5月下旬に作成した法案成立を前提にした自衛隊運用計画の内部文書があることが認められました。2つ目に、昨年12月、総選挙直後の訪米時に自衛隊のトップ河野幕僚長とアメリカ軍部幹部らとの会談で、その法案の成立は夏までにと伝えていたことなどが問題になりました。

この問題については、9月7日、今日ですけれど、訪米会談記録内部文書のあり方について回答する、説明することになっているところですよ。

このように審議すればするほど、アメリカが起こす戦争にいつでも、世界中どこでも切れ目なく支援する究極の対米従属法案としての本質が顕著になってきています。

9月4日付、神戸新聞には、元最高裁判所長官の山口繁氏が3日、共同通信社の取材に対し、集団的自衛権の行使を認める立法は憲法違反と言わざるを得ないと述べられています。

国は、憲法上認められる武力行使は、我が国に対する武力攻撃の場合に限るとしていた従来の憲法解釈を180度転換。日本がどこからも攻撃されていないのに集団的自衛権を發動して、アメリカとともに海外で武力行使をするという大問題をはらんでいます。

今、かつてない規模で、戦争させるな、今直ぐ廃案の声が沸き起っております。

国会は9月27日会期末を目前にして、法案は重要な時期を迎えております。佐用町議会として廃案を求める意見書を採択すべきです。

以上、賛成討論とします。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本案について討論を終結します。

これより発議第1号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

本案に対する委員長の報告は、否決であります。したがって、原案について採決いたします。

発議第1号は、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

[賛成者 挙手]

議長（西岡 正君） 挙手、少数であります。よって発議第1号、平和安全法制整備法案、国際平和支援法案の廃案を求める意見書（案）については、否決されました。

日程第5．発議第3号 佐用町議会会議規則の一部を改正する規則について

議長（西岡 正君） 続いて日程第5、発議第3号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案に対する提出者の説明を求めます。議会運営委員長、矢内作夫君。

[議会運営委員長 矢内作夫君 登壇]

議会運営委員長（矢内作夫君） おはようございます。

それでは、ただ今、提案をいただきました発議第3号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則についての提案説明をいたします。

この改正は佐用町議会会議規則に規定する、欠席の場合の届出の取り扱いに関する改正であります。

会議規則第2条に、「議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。」と規定していますが、昨今の社会情勢を勘案し、出産の場合の欠席の届出について、別途明記することとし、第2項に、「議員が出産のため出席できないときは、日数を定めて、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる」という項目を、新たに加えるものであります。

以上、提案説明といたしますが、適切妥当な結論をいただきますように、よろしくお願

いをいたします。

議長（西岡 正君） 発議第3号に対する説明が終わりました。
本案については、本日即決といたします。
これから質疑を行います、質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、これで本案に対する質疑を終結します。
これから、討論を行ないますが、ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより発議第3号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
発議第3号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員と認めます。よって、発議第3号、佐用町議会会議規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

日程第6．報告第5号 健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議長（西岡 正君） 続いて日程第6、報告第5号であります。健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、町長より報告がありますので、町長、お願いします。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました報告第5号、健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、平成26年度決算における健全化判断比率4指標及び資金不足比率について、監査委員の意見書を付して報告をいたします。

報告の前に、佐用町の標準財政規模を申し上げます。標準財政規模は、地方自治体の一般財源の標準的な規模を示す指標で、これら比率算出の際の分母となります。平成26年度の数値は88億9,765万8,000円、うち臨時財政対策債発行可能額が5億2,103万4,000円でございます。

それでは、健全化判断比率の4指標から報告をいたします。

初めに、実質赤字比率、これは法令で定められた一般会計等の実質赤字の比率でございます。佐用町の場合、一般会計等の範疇が一般会計、メガソーラー事業収入特別会計、朝霧園特別会計、西はりま天文台公園特別会計及び歯科保健特別会計を合算した普通会計と一致をいたします。普通会計の実質収支は6,696万7,000円の黒字となりましたので、実質赤字額はございません。

2つ目の、連結実質赤字比率でございますが、先ほど報告を申し上げました一般会計等

を含めて、全ての会計において赤字額または資金不足額が生じておりませんので、連結実質赤字額はございません。

3つ目の実質公債費比率につきましては、公債費及び公債費に準じた経費の比重を示すもので、9.7パーセントであり、これは、平成24年度から平成26年度、各単年度数値の単純平均でございます。ちなみに、単年度の実質公債費比率は、平成24年度が10.8パーセント、平成25年度が10.0パーセント、平成26年度が8.2パーセントとなっております。

4つ目の将来負担比率は、地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えたもので、13.1パーセントとなっており、実質公債費比率、将来負担比率ともに早期健全化基準未達でございます。

次に、資金不足比率は、公営企業会計ごとの資金不足の比率を示すものでございますが、先ほど申し上げましたように全ての会計において資金不足は生じておりません。

以上、健全化判断比率及び資金不足比率の報告といたします。

議長（西岡 正君） 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑を行います。質疑はございますか。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） まず、実質公債費比率が、この資料で26年度9.7、平成25年度はその単純な比較で数値として2ポイント低くなっています。

それで、単年度ごとの数値は、先ほどの提案の時に説明がありましたので、26年度については、単年度8.2ポイントということで伺いましたが、その原因なんですけれども、減った要因は何なのか。それが1点。

それと、もう1つその下の④将来負担比率、これも単純に比較して今年度26年度は、13.1ですけれども、平成25年度は、もっと大きな数字でしたから22ポイントになってきています。これの要因について説明をお願いします。

[総務課長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） まず、実質公債費比率の2.1パーセントの減でございますが、これについては、議員もご承知のとおり前年3カ年の平均でございます。これが11.8パーセントであったのは、平成23年度がこれ14.7パーセントと高く、これ全体を押し上げていたということが1点ございます。

そして、平成26年度単年度数値が、先ほど話がありましたように8.2パーセントということで、23年度比較をしますと、6.5ポイントの減でございます。平成24年度から平成26年度の3カ年を平均しますと、9.7になったわけです。これには、23年と26年のこの違いで、こういう数字になったということなんです。これは1点目は元利償還金の減、これが平成23年度では19億400万円。これに対して、平成26年度では15億2,000万円ということで、3億8,400万円の減となっております。これは、繰上償還による起債残高の圧縮、繰上償還だけで見ますと、平成24年度で9億4,600万円。平成25年度で7億

6,000万円。平成26年度で5億3,100万円ということになってまいります。これを見まして、平成23年度時点で26年度の元利償還金を、その当時17億8,600万円予定しておりましたが、実際には26年度決算で15億2,000万円ということで、この繰上償還の効果というものが2億6,600万円ということになったわけであります。

それから、もう1点は、繰入金金の減。これについては、公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金金の減でございます。これが平成23年度繰入額が10億9,100万円。これに対して、平成26年度が9億3,100万円。1億6,000万円の減ということになります。こういったことで、実質公債費比率は2.1パーセント減となったわけでございます。

次に2点目の将来負担率でございますが、これは21.8パーセントの減。25年が34.9パーセントで、26年が13.1パーセントでございますので、21.8パーセントの減であります。これは、公営企業債等の繰入見込額の減、これ25年度が94億8,401万1,000円。それから、26年度が85億696万5,000円ということで、9億7,704万6,000円の減となっております。

それから、この公営企業債等の残高の減、これが大きな要因があります。これはちょっと項目別に言いますと、上水の残高で25年度が7億4,600万円。26年度が6億9,700万円ということで4,900万円の減になります。

それから、簡水で言いますと、25年度が27億円。26年度が24億3,900万円ということで、2億6,100万円の減になります。

その他、特環とか、生活排水、その他あわせて11億7,900万円の減ということで、この残高の減が1つは大きな要因かと思えます。

それから、地方債の現在高の減、これが25年度では162億3,268万1,000円ございました。26年度は161億7,890万2,000円ということで、5,377万9,000円の減になっております。これは地方債発行の抑制とか、繰上償還によって債務の圧縮ということで取り組んだ結果になっていようかと思えます。

それから、もう1点、充当可能基金の増ということで、これについても25年度が72億5,965万4,000円ございました。26年度が73億7,550万7,000円ということで、比較としまして、1億1,585万3,000円の増ということになります。

それから、もう1点は、職員数の全体的な減ということで、退職手当の見込額の減。これが25年度で25億2,050万5,000円。それから、26年度で22億8,932万2,000円でございますので、2億3,118万3,000円。この減になっております。

こういったものが大きな要因で、この34.9パーセントから13.1パーセントということで、21.8パーセントの減になっております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今回の説明、全て数字の説明でありまして、なかなか正確にあれでしたので、総括表、実質公債費比率の状況、26年度決算。それから将来負担比率の状況について、いずれも口頭で説明はいただきましたけれど、資料としてお願いします。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

はい、ほかにありますか。

ないようですので、これで本件に対する質疑を終結します。

日程第7．報告第6号 教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について

議長（西岡 正君） 続いて日程第7、報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等について、教育長より報告があります。教育長、お願いします。

〔教育長 勝山 剛君 登壇〕

教育長（勝山 剛君） 失礼します。

ただ今、上程いただきました報告第6号、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等について、ご報告申し上げます。

平成27年度の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価等につきましては、第1期佐用町教育振興基本計画の計画年度、平成22年度から平成26年度の最終年度の点検・評価となります。

その基本計画に沿い、5つの重点目標、1、未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむ。2、「生きる力」を培う。3、豊かな人間性や社会性を育てる。4、地域に根ざし開かれた学校・園をつくる。5、社会の変化に対応する学校・園をつくる。に関わる施策の柱21施策と具体的施策59事業並びに平成26年度に佐用町教育委員会事務局が行った事務事業38事業について、事務管理及び執行状況の点検・評価を実施いたしました。

点検・評価等の方法につきましては、3名の外部評価委員に各具体施策と事務事業の取り組み状況を提示しながら、それぞれの施策、事業の進捗状況と取り組みの成果・課題について、ご意見を伺い教育委員会評価報告書としてまとめたものでございます。

外部評価により客観性を担保するとともに説明責任を果たすため、佐用町議会に報告し、ホームページ等により広く住民の皆様に公表するものでございます。

具体的内容につきましては、次長よりご説明いたしますので、よろしく願い申し上げます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、次長、説明。

教育次長（坂本博美君） 概要につきまして、私のほうからご説明させていただきたいと思いますが、資料が100ページ近くなる膨大な資料ですので、概要について、ポイントを挙げて説明させていただきたいと思います。まず、8ページをご覧いただきたいと思います。

ここに概要をまとめておりますけれども、今、提案説明を申し上げたとおり、今回の評価は第1期基本計画の最終年度になる評価となります。特に詳細な分析、調査を行いながら、前年に課題となっておりましたC評価、やや目標を下回るという評価に重点を置いて、今回は、特に評価・点検を行っていただきました。

ただ、今回は3名の評価委員さんおられますけれども、うち2名の方が辞職されて、新たな委員さんで評価されております。そういうことで、具体的な評価の内容を、中ほどの黒丸から下に書いております。まず、評価・点検した施策の柱ですが、教育長が説明した重点目標の中の大きな柱、21柱あります。その施策のうち、施策の中の概要としては、ほぼB評価。施策としてはB評価の評価をいただいております。

問題は、具体的な事業、59項目あります。事業があります。この中でA評価とB評価ですが、この数値は、前年と偶然ですけれども、同じ59のうち57事業ということで、ほぼ目標どおりの進捗達成状況であったということです。個々の評価につきましては、次の下段に書いておりますCの評価ですが、目標をやや下回った、その事業が2事業、3パーセント。それから、前年度C事業であった事業が、今回は全てB評価になったということでございます。

それから、D事業についてはございませんでした。

それでは、その問題、前年度課題となっておりましたC評価の事業につきまして、概略をご説明させていただきたいと思っております。

ページ数で言いますと、9ページから、9ページに子どもの思いの把握という評価がございます。これが昨年度Cでありました。これが今回、日記・連絡帳等・いじめ等のアンケート調査の分析、それから家庭訪問ですね、個別相談等の実施によって児童生徒の実態の把握、家庭との情報の共有化が図られていると。また、いじめ等に対する早期発見、早期対応ができてきているということと、次の、スクールカウンセラーとの連携も前年に比べて綿密な調整ができてきているということで、CからBの評価を受けております。

それから次が16ページです。16ページの上のほうをご覧いただきたいと思うんですけれども、就学前教育の充実ということで、これは24年からずっと就学前カリキュラムというものをつくっておりますけれども、「つながりあうカリキュラム」ということで、小1プロブレム、これがないようにということで、これが2年、3年とたつ中で、徐々に改善されつつあるということで、今後も各小中学校、保育園、適正化が進む中で、その規模に合わせて、こういう小1プロブレムが発生しないように、そういうことに気をつけて実施をされたということで、この事業につきましてもCからBに評価されております。

次に20ページです。20ページの保護者との連携。これは昨年度Cでございました。特に、この保護者との連携につきましては、学校だより、それから学校情報の積極的な公表と地域との連携をより効果的なものにするために配布されているもので、その資料の中身も改善されつつあって、学校通信や連絡帳、それから家庭とつなぐ保護者との連携も、今の中では欠かせないものになっているということで、継続的に実施されている中で改善が見られてきているということで、CからB評価を受けております。

それから次に21ページ、隣ですね。保育園保護者会研修会の実施ということで、これも前年度C評価でございました。この評価につきましては、保育園保護者会連絡協議会研修会では、各保育園保護者役員、また、有志によって有意義な研修が実施されているということでしたけれども、なかなか参加者が少なく、これを改善できないかということでございましたが、26年度は平日で開催されておりますけれども、これを目標、その段階で27年度からは土曜日に変更するというようなことで、少しでも参加者の数を増やしていくと、そういうことも審議される中で、改善が見られてきているということで、CからBの評価を受けております。

次、最後Cの5つ目の評価ですけれども、34ページですね。上のほうです。不登校児童生徒の指導ということで、これにつきましては、当該校、適応教室等に行かれる別室登校とか、放課後登校とか、家庭訪問等を活用して学習・生活指導に努めているということで、該当する児童・生徒のいる小学校では、ほっとルームとの連携がより図られており、情報の共有化が進んでいるのではないかとということでCからB評価を受けております。

ここまでが5つ、前年度CだったのがBに上がっている分です。

これから説明する2つの事業、昨年度BだったのがC評価されているというものが2つございました。

それが、ページ数でいきますと、ちょっと戻って申し訳ないんですけど26ページ、こ

これは 26 ページの下の方ですけども ICT の積極的活用というものでございます。これは、具体的に言いますと、今流行っているタブレットとか電子黒板、こういう物の操作のことなんですけども、ICT を活用した公開授業、研究、電子黒板の活用方法の研究、それから、教職員の教材開発や授業準備時間がここに十分でないこともあって、全ての学校で教育効果が高まるような活用が、なかなか現状では図れていない。というのは、黒板につきましても先生の技量も要るんですけども、そういう電子黒板に反映させるだけのための授業研究の時間が、ものすごく先生の中では少ない。だから、全ての学校で、全ての先生が使うといふことまでいってないということなので、今後、やっぱりある程度のレベル設定、この学校は、こういうレベルまで持っていこうという設定がない限り、いつまでも、どのクラスでも、どの学年でもという形の活用が、なかなかこれ経費もいります。なかなか難しいのではないかとということで、今のところは、そういうことが少しでも多く活用できたらランクが上がっていくということなんですけども、その割には、まだ、当然、波及していないということで、B から C に評価が下がっております。

それから、最後ですけども、39 ページです。これも昨年 B から、今回 C 評価になっております。これは、郷土学習の充実ということで、小学校においては 3、4 年生を中心に副読本を活用して郷土学習に取り組んでおりますけれども、文化財の活用については、ほとんどの学校でなかなかできていないということです。特に、中学校、ゲストティーチャーの招聘ですね、これは、ほとんどの学校で実施されていません。唯一、上津中学校がひまわり栽培、そういうことでやっている例がございますけれども、これは、その地域、地域に、そういう 1 つの言い訳ですけども、人材が見つからないということもあったり、それから、授業がなかなか中学校の場合は総合学習的な授業が時間的に取りにくいんですね。だから、これは郷土学習の充実というレベルを学校で統一してもらいながら取り組む地域によって、かなり場所的な難易度が違いますので、そこをよく見極めながら、今後取り組んでいかれたいということでございました。

これが、昨年度 C 評価が B になったものと、B 評価であったけども、今年度 C になったという事業でございます。

最後、今度は、個々の事業ということで、52 ページをご覧ください。今までの第 1 期の教育振興基本計画に基づいた評価・点検を兼ね備えた事業でございました。

これから 52 ページ以降は、事業数で言いますと 38 事業になりますけども、教育委員会事務局が個々に取り組んでいる事業、また、学校で教育事業として個々に推進されている事業、それを合わせて具体事業ということで評価を受けております。

この部分につきましても 38 事業のうち 37、97 パーセント。ほとんどの事業が、ほぼ目標どおりの進捗、達成状況となっております。

C 評価につきましては、1 個ございまして、これは昨年度も C でございました。

D はございません。

一覧表は下の表でございます。

それで、C 評価につきましては、71 ページの平福郷土館の運営事業です。これは地元指定管理をさせていただいている分ですけども、なかなか、ここに書いておりますように入込数が人数だけではないんですけども、533 人と、ずっと低迷していると。中に状況を書いてありますが、いろいろな特別展示やったり、いろいろしているんですけども、あまり変化は見えないということで、ここも書いていますけども、今後、評価委員の方は、いろんな来館者から意見を聞いて、そういう特別展示とかをしたらどうかというようなことも書いてあります。特にここにつきましては、今後、利神城跡の国指定化、こういうものが進んでいる中で、結びつけて一緒にやるというのはなかなか難しいんですけども、方向性としては、そういうものの中で一緒に、今後、検討していきたいということで、大

きく言うと、抜本的な改善策、これを出していかないと、なかなか今のままでは難しいかなという状況でございます。

以上、全般的にC評価を中心にご説明を申し上げました。

議長（西岡 正君） 以上、教育委員会の報告がございました。
これより質疑に入りますが、質疑はございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 9ページから12ページにつきまして、未来に向かってはばたく「夢」をはぐくむと、こういうようにされております。これらについて、子供たち全員に連絡帳か何かで自分の夢は将来こういうやつだというやつを、全部出させて、どういう指導をされておるのかということ、まず、伺いたいと思います。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） はい、議長。

今までも、各学校の子供たちの目標設定と申しますか、個々の例えば、小学校へ入った時、6年生になった時、中学校1年生に入学した時、また、3年生になった時、それぞれ節目節目に、もちろん家族と話し合いをして、自分は、こういう学校生活をしようとか、こういう人になろうとか、そういうことは常々やってきているわけです。

クラスによっては、紙に自分の目標を書いて、そして1年間、また、1学期間、しっかりとその目標に向かって生活して行く。それを中心に先生と二者面談したり、親を含めた三者面談したりしながら、自分の思いを一つ一つ確認しながら固めていく。そういう作業をして日々の教育活動に生かしておると。そういうのが現状でございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 14ページの魅力ある部活の推進ということで、例えば、佐用中学校のように生徒がたくさんおるところについては部活がほとんどできるんじゃないか思うんですけど、ほかの3校については、そういう部活が野球も含めて、バレーとか、今までの分が、ちゃんとできおるかどうか、そこらへんについては、どんなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 部活動、佐用中学校も大きな学校とは言えません。施設は 40 何年前から変わりませんが、子供たちは 190 人台になっております。

そんな中で、いかに部活動を充実させていくか。文武両道、学習等いろんな、部活動の中には体育関係、そして文化関係もございますけれども、年々生徒数の減少に伴って学校は部活動を通した子供たちの育成というところで非常に苦慮しておるのが現状でございます。

例えば、野球にしても 9 人から 12、13 人、ぎりぎりの線でやっている。三日月中学校においては、女生徒も 2、3 人入って、この夏の大会にも出場して頑張っていました。

ですから、今までの野球は男子生徒という垣根を取っ払って、そういう子供たちが一つ一つチームプレーで学ぶこと、また、個々の成長に尽くすこと、そういうことに努めておるところです。

また、チームの中で卓球とかバレーとか、これは 4 中学校全て男女ともチームが編成されているということではありません。バレー部は 2 校しかございませんし、男子バレー部は、もう早何年も前からなくなってございますし、卓球においても男子、女子、両方ともそろっている学校は 2 校ほどでございます。

そういう中であって、少しでも子供たちが健全に育つ。さらには心身ともに何かをやり遂げる、そういう満足感、そういうものを少しでも中学校時代に味あわせてやりたいと、そういう思いで部活動の指導に当たっていると、そういうことが現状でございます。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） 今のように全部ができない場合であれば、この評価が B でいいんかどうかということも、ちょっと懸念視されるところでございます。

それから、20 ページの保護者との連携、その中で連絡帳というのがあるんですけど、これよそで、子供が連絡帳で S O S を出しておるのにもかかわらず、その担任の教師が、それを抱え込んで見逃して、教頭も校長も知らなかったと。そして、取り返しがつかないような事件が起きました。ですから、こういうことも踏まえて、やはり他山の石として、佐用町としては、そういうことが共有化されておるのかどうか含めて、そこらへんをお願いいたします。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） まず 1 点、全部できないから B 評価はおかしいのではないかと、これは、それこそおかしいのではないかと、私は考えております。

子供が少なくなっているのに、ずっと今まであったのを全て置けという形にも取れますので、現状を把握しながら部活動の設定をしていると。それについて、一生懸命、子供も先生も努めておることですので、岡本議員がおっしゃることについては、ちょっとおかしい質問ではないかなと思います。

もう 1 点、連絡帳については、先般も大きな事件というか、子供が命を落とす。本当に言葉に表せられないぐらいの衝撃を受けております。佐用町の連絡帳の取り扱いですけれど

も、これは私も校長の時代、先生が子供たちと連絡帳を交換しておりました。私は、校長の時に職員室に入りまして、机の上に置いてある連絡帳は、全て閲覧させてくれということ、まず、言いまして、休憩時間、また空いている時間に、それぞれの学年の、例えば、今日は何日だから何番、7番と17番というような形で抜いたり、校長はそれぞれの担任と情報交換しておりますので、ちょっと気になる子供たちの連絡帳を見せてもらったり、また、委員長や生徒会の役員などリーダー的な子供たちが、どういう物の見方、考え方を、どんな生活をしているのか。そういうものも見ておりました。

つまり、連絡帳は、情報を知ることなんですね。その手段です。

連絡帳にコメントを入れて指導をするというのは、それが100パーセントではありません。

要は、顔を見て、連絡帳から情報を得て、そのことをもって子供と面談をする。顔を見て指導をしていく、このことが一番大事なことでありまして、連絡帳にコメントを入れた。そのことが、全てではないという捉え方で、今、佐用町の学校では、今までも、これからも指導してまいります。以上です。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 先ほど、岡本議員からあった14ページの魅力ある部活動の推進のところですけども、課題として、先ほど、教育長言われたように、生徒数が少なくなつて、あまりチームが組めないというのが課題だと思うんですけども、その中で、ここに抜本的な改革が必要と、これは前々から生徒数が少なくなるので、課題もあつて言われているわけです。

ここに挙げられている抜本的な改革が必要となっている。教育長は、どういうふうな抜本的な改革を考えられておられるのでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁。

教育長（勝山 剛君） 極端なことを言います。

この3月末をもって三土中学校は閉校いたしました。三土中学校は30人、40人でありました。男子は野球、女子は卓球というような時もあったように聞いております。

ですから、小さくなればなるほど、そういうこともやむを得ない状況が生まれてくるだろう。

しかし、それは極端でありまして、どうしてもそこへ入らなあかんのんかと。せめて2つぐらい選択肢があつてもええんじゃないかと、そういう意見も当然出てくるだろうと思います。

それから、もう1つは、小さくなればなるほど、今現在は佐用町は4中学校ありますが近隣と言っても距離がありますので、非常に難しいかもわかりませんが、週に1回とか2回とかを合同で練習をしていくとか、こういうことは今後も生徒数もなかなか増えていきませんので、本当に関係者が教育委員会も含めて、子供たちの状況に合わせた種目をしつ

かりと固定していくというような方向も検討せざるを得ないのではないかとこのように考えているところです。

例えば、1つ先ほど言いました合同練習とか、合同チームというのは、中学校体育連盟という組織がありますので、そこの絡みで地域では、そういうことが可能であっても、じゃあ、上部団体、西播大会であるとか、県の中体連の大会であるとか、そこへやっぱり道筋がつくもつををつくっておかないと、練習はできたけれども上部団体との絡みが、それでは出場できないということになると、子供たちの意欲も向上していかないということもありますので、できるだけ、そういう関係機関と、また、団体と協議を図りながら、今後、考えていく必要があると、そのように理解しております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかに。
ないようですので、質疑…

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、ありますか。岡本義次議員。

7番（岡本義次君） 34 ページ、前、私が聞いた時に不登校の子が7人から1人になったということで、CからBに評価、ランク上に上がったいいことなんですけれど、この中で、家庭の協力が消極的で解決が困難な事例が未だに発生しているというふうな文言が、この中にあるわけなんですけれど、それは、具体的には、どういうふうなことの協力が得られることができるのかということ、ちょっと聞きたいと思います。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） あまり詳しく言いますと個々に絡んできますので、まず1つは、不登校生徒、この9月1日の始業式は小学校はゼロ、中学校は3名でした。全員、全部の欠席、小中合わせて10名でした。

と言いますのは、出席停止1名、あと6名は病欠です。この10名というのが多いのか少ないのかと考えますと、私は、少なくなっていると思っています。だいたい昨年度、一昨年度あたりは、2学期には17、18人から20人ぐらい欠席しておりました。だいたい15名から17、18人というのが平均的な欠席者と認識しております。

そういうことで、平成10年、それから15年、17年、このあたりは不登校生徒も2桁ずっと続いておりました。一番多い時で17、18人いた時代もございます。

減少しているのは、全体的な児童生徒も少なくなったから少なくなったのか、これはそうは言えないと思います。少ない児童生徒であっても率が高くなるということも大いに考えられます。

しかし、今日現在3名ということですので、このことについては、私は学校現場がずっと子供や親と連絡を取り合って、足を運んで、いろいろな面から話をしながら、学校へ出てくるように、やっぱり促している。そういう結果だろうと、私は、学校の努力に敬意を表しております。

しかし、家庭の協力が全てあるとは限りません。お父さん、お母さんが、いかに自分の気持ちを先生にさらけ出す。全て、自分の今、悩んでいることを話ができる。そこまで持っていくためには、また、子供の心を全てさらけ出す、そこまで持っていくのに、AさんBさん2人いたら違うんです。

そこで、先生も関係者も切るんじゃないかって、いかに、まだ、君のこと思っているよという、そういうことをつなげていくか。このことが子供の変革、また、お父さん、お母さん方の心の変化、そういうことに学校は全力を、今、尽くしておるところであります。

しかし、小学校、中学校、ずっと休んでいた子が、中学校の3年生、将来をやっぱり考えなあかんという時期になって、心の変化があったと、そういう事例もここ2、3年の中で1人、2人あったと、そういう記憶もしております。以上です。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） マスコミで、子供におじいさん、おばあさんとこ行って金でも借りて来いと。金も借りれなんだら、殺してでも金もらってこいというような痛ましいような事件があって、マスコミにぎわしております。昔から、金を残すは下、名を残すは中であり、人を育てることは上であると言われております。それだけ難しいことではありますが、また、頑張っって佐用の子供たちが、将来、立派に世の中に出て頑張れるような子にしてやっていただきたいと思っております。以上です。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） 27 ページの食育の推進、評価結果はBということでなんですけど、ちょっと何点か質問をしていきたいなと思います。

まず、事業説明・目標のところでも3行目にあります家庭科における調理実習云々で、教育活動を通じて食育を推進するということで、分野というか健康福祉のところとか、生涯学習のところとまたがるというところもあると思うんですけども、まず、確認ですけど、家庭科における調理実習というのは、これはできない学校が実はあるということ聞いたんですけど、それは事実ですか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 家庭科の実習は、学習指導要領に位置づけられておりますので、必ずやらなければならない。今、議員がおっしゃったやれない学校があるというのは、私は聞いておりません。調理実習ができる施設設備、佐用町はしっかりと整っておりますので、やれます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4番（廣利一志君） やれるということなんですけれども、例えば、食育という問題は子供だけの問題ではないと。当然。

先ほども言いましたように、生涯学習とか健康福祉というところでまたがる問題だというふうに思うんですけども、例えば、親の問題であるし、地域の問題であるし、3世代にわたる問題かも知れません。そのあたりについて、一番最後のところで、成果と課題というところで書かれているんですけども、教育長の認識としては、そういう地域と連携するとか、親の問題、子供の問題、学校だけではなくってというところについて、どういう認識でしょうか。その地域でやっていくというところについては。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長。

教育長（勝山 剛君） 町のほうも食育推進計画、そういうものも出してありますし、学校としましては、今、給食をもって食育を進めると。そういう基本的な線しております。

子供たちが食事をする。給食をする。そのレシピというのか、今日は、こういう料理が出ますというものを一覧にして給食だよりを月初めに子供たちを通して全ての家庭にお知らせをしております。ですから、少なくとも、今日、子供が学校で何を食べてきたか。これは親は見ればわかります。見ない人はわからない。けども、学校としては、こういう物を食べてますよと。じゃあ、朝夕の食事に何か参考にしてくださいねという思いも込めて、例えば、カレーが出たら、夜もカレーとか、それもカレーの好きな子供もおりましょけれども、しかし、お母さんに、また、おばあさんや、お父さん、おじいちゃんに、こんなもん子供食べて帰っているから3食ちょっと変化つけてやってくださいね。栄養も考えてやってくださいねというのが、その献立表ですよ。そういうことで、親に対する啓蒙はしております。

先ほど、ちょっと一部出ておりましたけれども、保育園の保護者会、この組織は教育委員会が小中学校のPTAの組織と同じように持っております、保育園の保護者と研修等々に教育委員会の社会教育主事ほか、私も参加したりしておりますけれども、最近、食育についての講演会とか、そういうものを2回ほど、去年と一昨年していただいております。これには、お父さん、お母さんも非常に興味関心を持たれております。

最近、食育のことはテレビを見ても、いろんな情報が入ってきますし、子供たちには食の大切さが、やっぱり心身の健康につながるという、そういう報道も多々あります。

ですから、お父さん、お母さんも関心はあると思うんです。関心はあるけれども、あまりにも便利になりすぎた世の中ですから、どうしても惣菜も自分で手づくりじゃなくって、買い物をしてパックを開けて食べるというのが、ややもするとパーセントは高くなりつつあるのではないかなと、そんなふうを感じているところです。

ですから、地域の地域づくり協議会だとか、いろんなことでイベント、また、集会等をされておりますけれども、ちょっとでも例えば、バーベキューされても、そこへ子供が来るのであれば、ただ食べるだけじゃなくって一緒に野菜を刻んだり、一緒に火をおこしたり、そういう中で全体的な中で食育というものの大切さ、そしてみんなで一緒に食べることの楽しさ、そういうものを体得させていただければ、この上ない、私は幸せに感じます。

〔廣利君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 事前に資料請求しまして、健康福祉課のほうに、朝食アンケートのこの3年推移というのを出示してもらったんですけども、教育長が言われたのは学校の給食の観点からと、だから要するに、親が朝食食べない家で、やっぱり子供が食べるというのは、だんだん少なくなってくるというふうに、それは傾向として理解できるんです。そのところが、平成24年度、26年度の推移で見ると、これはやっぱり漸減なんですよ。

だから、そこが結局、成果と課題とここに書いてありますけども、結局、地域というか家庭との連携を図りたいというところが、観点は給食のところ、今、おっしゃっていただきましたけども、家庭の食事というところね、親は、例えばこれ、24年度、26年度でいきますと主食、26年度父親はこのアンケートでいくと食べているのは8割。だから2割は食べてない。それは、24年度は83.7パーセントだったのが、徐々に、徐々に減ってきているという現実がやっぱりありますので、そのところが実は、毎食というところで考えていくと家庭の影響というのは、必ず大きいというふうに思います。

だから、そういう事実が、まず1つありますので、そのところと、この課題のところがどんなふうに結びついて、今後、家庭との連携というか、要するに取り組みは、いろいろされているのを資料ではいただいております。親向けとか、それから地域でされているということは理解しているんですけど、さらにそれをどう進めていくのかなというところを、ちょっとお願いします。

〔教育次長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育次長。

教育次長（坂本博美君） これは教育委員会そのものの計画に基づいた評価なので、ここの部分では、教育委員会から言う食育の推進の評価しかないんですけど、ただ、ページちょっと戻ってもらって、20ページは、分野が違いますけども、学校・保育園・家庭との連携という中の保護者との連携評価ということがあって、ここにもちょっと成果と課題のところに書かせていただいておりますけども、今後、家庭教育というのは、当然、土曜学級とか母親学級、そういうところ一緒になってやらないと、学校で給食の時だけ食べるというふうなことでは困ります。そういうことを改善しようと思えば、家のお父さん、お母さんがしっかりと、当然、特に朝食、そういうもの食べていくということは、昔やった母親学級、やり方はいっぱいありますけれども、そういうものを、ここに書いているのは社会教育の分野、今後、生涯学習課を中心に教育委員会と一緒に、そういう家庭に入って、そういうことができるようなことに進めていきたいなという方向を考えていってほしいと思います。

食育だけでいきますと、給食センターへ見学に来てもらったり、今現在、地元の野菜を使った農家の方10名ほど代表的な方がおられるんですけども、その方が順番に学校を訪問していただいて、この人がつくったキャベツ。このおじいちゃんがつくったキャベツですよということで、そのおじいさんと一緒に食事したり、そういうこともセンターもしています。

だから、そういう地元でとれた野菜の認識と、そういう人のつながりの中でやる学校側の教育というのは、そういう部分になると思うんですけども、今後は、生涯学習課等と一緒に、社会教育の分野で保護者の方、そういう方のまあ言うたら、こういう勉強会

というか研修会、そういうものも充実させていく必要があるということを認識しております。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。さらにあるようでしたら、ここで休憩させていただきます。

この時計で 35 分まで休憩します。

午前 11 時 20 分 休憩

午前 11 時 35 分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

休憩前に引き続き質疑に入りますが、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 25 ページの教職員の資質向上のページですけれども、下の具体的施策の中は、豊かな人間性の向上で、取り組みとしては地域行事やボランティアとあるんですけれども、お聞きしたいのは、教職員の多忙化の問題です。

勤務時間適正化プランも立てて取り組んでいるんですけれども、取り組み状況については、多忙を極めている教職員現場の中で、こういうふうに昨年度はなかった多忙を極めているような文字も使われているんですけれども、少しずつでも勤務時間の短縮につながっていると。これ全体として、この中に含まれてますから、B ですけれども、この教職員の多忙化の解消について、私、B という評価はちょっとどうかなと思う。どういう取り組みされたんでしょうか。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、お答えください。

教育長（勝山 剛君） 金谷議員から、ここ何年も前から教職員の多忙化の一般質問とかいただきまして、また、県のほうも県教育委員会ですが、教職員の勤務の適正化、これについて各市町教諭も県の方向性に従って努めてほしいと強い指導、指示がっております。そういう中で、これは 1 つは、教職員の病休ですね、そういうものも年々パーセントが高まっていっておると、こういう状況の中で、いかに各学校の勤務の適正化を図るかということなんですが、私たち教育長の会議の中でも本当に頭を悩ますところなんです。いろんな意見が出ます。決まりどおりしたらええやないかという意見もあります。ということは、勤務時間をきちっと守るということですね。

しかし、物を扱っておるわけではありませんので、人と人と接する中で教育いうのは成り立つという、この基本線に立つと、どうしても勤務外、勤務時間外、これはやむを得ないわけでありまして。これをやめると、教育は、私は成り立たないと強く思っております。

例えば、今、今日、必ず子供と親に出会って話をしておかなければならないこと。これは、時間外であろうとも家庭訪問して、しっかり時間をとってやらなければなりません。

また、学校も今、基礎学力の定着だとか、また、発展的な問題とか、教材、各教科の充実を図るために教材研究もしっかりとしなければ、先生、一人一人が教壇には立てません。立つことができても 45 分、50 分の授業の充実は帰せることができません。そういうことからすると、どうしても言葉は多忙という言葉にならざるを得ない。

今日も、ある人から外国の話も出ておりましたけれども、外国は、例えば、アメリカな

んかでしたら、日本の教職員とアメリカの教職員とは、全然立場が違うわけですね。休みであればアルバイトしてもいいし、スコンと学校のことが忘れられる。そういうことあります。しかし、私たち教職員は、そうはいきません。夏休み、冬休み、春休みであろうと、やはり子供のことが頭から抜けられません。それをしないと、教職員ではないという言葉も飛び交ってしまうのではないかと、私は、そのように思っています。

いろんな考え方があろうかと思えますけれども、今、佐用町については、まず学校が、例えば職員会とか会議とか、そういうことについては、時間設定をしてやりましょうと。今まで2時間、3時間、職員会議もしておいたのを、まず、2時間にしましょうと。何時から始まって何時に終了しましょう。また、1時間半にしましょう。今日の職員会議は1時間以内に中身の議題整理して、1時間にしましょうとか、きっちり、そういう時間的設定をしてやってくれております。これはほぼ90パーセントは、私はできておると思っております。

小学校につきましては、だいたい子供たちが4時半ごろには下校しますので、あと1時間程度は残業といいますか、教材研究したり、打ち合わせをしたりして帰ってくれておるのではないかと、週1回、2回には、定刻で帰ってくれておると、そのように思っております。

中学校においては、先ほど申しました職員会議だとか、そういうことについては、ほぼできておりますけれども、放課後のやっぱり部活動ですね、これは佐用町は子供たちが部活動に全員加入という原則を持って取り組んでおりますので、校長から養護教諭、事務職員、この全ての教職員で取り組むと。

例えば、養護教諭とか事務職員は、部活動の指導はしませんけれども、ケガをした時に対応するのは、やはり養護教諭であります。ですから、時間延長した部活動、5時半、6時までは、当然、公務としておってくれておりますし、もし、緊急の場合ということになりますと、子供を全て自由に練習させるわけにはいきませんので、事務職員が連絡を取り合ったりしなければならぬという現実も起きてくる可能性がありますので、全員体制で部活動を指導していくということを原則にしております。

ですから、どうしても勤務時間外。何ほ早くても5時半、6時の帰宅と。学校を出ると。そういうことになります。

部活動については、ノー部活デーを徹底して実施するという事で、昨年度から本年度にかけて、さらに強く学校長にも、その旨を伝えております。これは、ただ、勤務の適正化というのではなくて、子供たちにも、やはり自分で物事を考えたり、休んだりする時間をしっかりと与えていくということが非常に大事なことであります。学校週5日制が導入されてから、早長い年月がたちますけれども、土曜日、日曜日のこの休みを、どう生かすかという基本は家庭に返し、地域に返し、そして家族と一緒に家庭のことを手伝ったり、また、話をしたりする、やはり人間としての一番大事な部分、そういうものをするために学校週5日制はできたと、私は、そのように認識しておりますので、それと合わせて部活動をノー部活デーにすることによって1人の家庭の一員として、子供たちがしっかりと根づいていく、そういうことを期待しております。それが、学校、教職員にとっては勤務の適正化につながっていくと、そのように考えておるところです。以上です。

[金谷君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 勤務の時間適正化というのは、本来の先生の仕事である子供とふれ

あう教育するための時間を確保するためのことであって、保護者なんかの話するんもそう
ですけど、ですから、全教なんかの調査の中で一番言われているのは、事務事業が多いん
だと。子供と実際、授業の準備をするとかの時間ではなくて、会議の時間。先ほど、教育
長も言われましたけれども、職員会議なんかは時間設定して取り組んでいると言われるん
です。一番、行政との連絡とか、教育委員会内部の事務の連絡とか、事務の事業をする時
間が多いんだということで、先生が大変だ。

それと、中学校については、部活の顧問になったら、それこそ試合があれば連れていか
なあかんとか、土日も休みなし。せっかくの週休2日ですけども、先ほど言われたよう
なことで、顧問になったら、なかなか時間も拘束されてしまういうふうなことがあり
ますから、ですから、そういう面での一番適正化、先生が本来の授業に取り組める時間
を確保する上で、一番時間を減らせるとかいう、さっきの例としては、職員会議を挙げられ
ましたけれども、今の時点では、何が本来の先生が授業に取り組むことに時間を充てられ
るかということでは、何が、今、減らせる時間なんでしょうかね。

〔教育長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、教育長、答弁願います。

教育長（勝山 剛君） 事務の効率化、これについては、町も大きな財源を持って、パソコン
を全ての先生に与えていただいて、ここ10年余りやってきております。

しかし、パソコン全てで処理することが早いかどうか。これは疑問があります。

そういうことから考えたり、また、今、金谷議員がおっしゃったように、事務は、これ
は子供にかかわることなんです。担任でないと調査、集約ができない部分もあります。事
務職員だけで、また、校長、教頭、事務職員だけで、また、養護教諭だけでできることも
ありますけれども、学校というところは組織で動いておりますので、どうしても20人い
る職員が役割分担しながら学校の校務、これにかかわらざるを得ない。これを切ってしまう
と、学校は成り立ちません。

そういうことからすると、どうしても事務をせざるを得ない。そこは、しっかり理解し
てほしいと思うんですよ。

けども、国や県が例えば、いじめで自殺があった。また、調査が来るんですよ。ほんこ
の間、5月に調査しておるのに、今度、また来た。さらに項目は膨らんでおる。例えば、
学期末だとか、学期始めとか、だいたい国県から来るんだったら1週間以内ですね。短か
ったら3日以内に調査、報告しなさいと。これは無茶なんですよ。無茶。

当然、そういう大きな事態があった時に調査して、後の手立てを打たないといけないと
いうことは、みんなわかってます。わかってますが、そこに緊急に入ってくるものですか
ら、こっち手を置いて、こっちもどうでもやらないとだめ。

いじめの調査なんかだったら、全部学級担任が、一番ベースを掌握してますので、一人
で担当の者がまとめることはできません。そういうことが実際にあります。

ですから、私たちが県、国に対して調査をもっと精選してほしい。けど、精選はするん
ですけども、新しいのが入ってきますので、減ることは、まずありません。私は、調査
は、ここ10年、20年、同じような調査、私は、微妙にちょっと増えているのではないか。

教育委員会の調査というのは、文科省から来る、県教委から来る、このルートだけの調査
ではありません。

例えば、県にいろんな部署があります。そういうことで、子供たちの環境とか、どうい
う学習しよとか、いろんな部署から調査いうものが来ます。

ですから、金谷議員がおっしゃいますように、私も同じことを考えているんですけども、なかなか今の状況を、これを切って、これを切ってということになると、例えば、佐用町だけその調査項目が県、国に行かない。じゃあ、正しい調査ができないというような事態も起きてきますので、やむを得ず、その調査については、協力しております。

さらには、学校も教職員がだんだん少なくなってきておりますので、公務分掌は、例えば、30 あれば、どこの学校も 30 項目の係を決めなあかんわけですよ。うちの学校、人数が少ないさかいにあって、30 を 10 に減らすわけにはいきません。30 に充てていかなければならない。そういうのが、学校の実態であります。

できるだけ、先生方の健康を損なわないように、そのことが、子供に影響していきますので、そういうことがないようにしっかりと普段から注意を払いながら指導しております。どうか、よろしくお願いします。

[廣利君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、廣利議員。

4 番（廣利一志君） 申し訳ありません。

先ほどの 27 ページの食育の推進のところ、家庭との連携、食育を進めるために家庭との連携ということで、健康福祉課にも事業があるし、それから生涯学習課でもあると。教育委員会は、教育委員会であるということで、問題は、結局、教育委員会や健康福祉課、生涯学習課のまず連携が大事なんではないかなというふうに思うんですけど、見解はいかがでしょう。

[教育次長 挙手]

議長（西岡 正君） はい、教育次長。

教育次長（坂本博美君） 前の 4 月ですね、第 2 期の教育振興基本計画、これを策定した時に説明させていただいたと思うんですけども、特に今、議員さんご指摘のように、福祉部局、それから、教育委員会の青少年育成センターとか、健康福祉課の子育て支援センター、それから生涯学習課、それぞれの大きな関係課が寄ってやれるように社会教育の充実という、社会教育の分野を新たに第 2 期の振興計画では入れました。

その中で、特に家庭教育を中心とした対応をするための組織として、その連携強化、それをうたっておりますので、ご指摘のとおり常に 1 個を束ねた組織が最終的にできればいいんですけども、そういうものを目指して、より強固な組織にもっていけるように進めていきたいと思えます。

議長（西岡 正君） はい、ほかに。

ないようですから、これで質疑を終結します。

日程第 8 . 報告第 7 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 19 号)

議長（西岡 正君） 続いて日程第 8、報告第 7 号、専決処分の報告について（損害賠償

の額を定め和解することについて、専決第 19 号) について、町長より報告があります。
はい、町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長 (庵途典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 7 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、佐用町南光歯科保健センターにおいて、歯科医師が相手方を診察中に、金属片を誤飲させたことにより、精神的及び肉体的に受けた損害等について、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

損害の概要は、平成 27 年 7 月 3 日午後 3 時頃、南光歯科保健センターにおいて、医師が診察中に相手方の金属片が脱落し、誤ってこれを飲み込まれたということであります。

相手方に自覚症状はなかったものの、口腔内及び周辺にはないことから、これを飲み込んだ可能性があるとして歯科医師が判断をし、直ちに金属片を確認するため佐用共立病院へ診査及び検査を依頼し、金属片が胃の中にあることをレントゲン画像で確認ができました。

翌日、再びレントゲン撮影を行い、金属片は大腸に達していることを確認をいたしております。

町といたしましては、民法第 715 条に規定する賠償責任を認め、町側の過失割合を 100 パーセントとし、相手方の治療費等 1 万 9,072 円を支払う内容で、7 月 31 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分手続に関する条例第 2 号の規定により、損害賠償の額を定め和解をすることについて専決処分をいたしておりますので、ここにご報告を申し上げ、説明とさせていただきます。

議長 (西岡 正君) 以上で、町長の報告は終わりました。
これから質疑に入りますが、ございますか。

[岡本義君 挙手]

議長 (西岡 正君) 岡本義次議員。

7 番 (岡本義次君) 大腸に残っておるということでございますけれど、これ残っておっても別に、本人は食べたり、飲んだり、それからほかのことについても関係は今後ないんでしょうか。そこらへんは。

[町長 挙手]

議長 (西岡 正君) はい、町長、答弁願います。

町長 (庵途典章君) これは、医師の診断により、金属片でも角のあるようなものがたつた物ではありませんでしたので、胃から大腸に行くということは、そのまま自然に便として排出されるということでもあります。

特に、体には大きな支障はないという医師の判断のもとに、診察はそれで終わっております。

議長 (西岡 正君) はい、よろしいか。はい、ほかに。

ないようですので、質疑を終結します。

日程第 9. 報告第 8 号 専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて 専決第 20 号)

議長(西岡 正君) 続いて日程第 9、報告第 8 号、専決処分の報告について(損害賠償の額を定め和解することについて、専決第 20 号)について、町長より報告があります。町長。

[町長 庵途典章君 登壇]

町長(庵途典章君) それでは、ただ今、上程をいただきました報告第 8 号、専決処分の報告についてのご説明を申し上げます。

本件は、町有自動車が起こしました交通事故により、町に損害賠償責任が生じ、相手方とその賠償額を決定し、和解したことを報告申し上げるものでございます。

事故の概要は、平成 27 年 7 月 12 日午後 0 時頃、佐用町林崎 839 番地先、南光スポーツ公園内において、南光スポーツ公園作業員が、公園維持管理のために公園内を清掃作業中、公用車を後進させたところ、左側に駐車をしていた相手の方車両の右側後部バンパー及びフェンダーと公用車の左側後部が接触をし、相手方車両に損傷を与えたというものでございます。

町として国家賠償法に基づく損害賠償責任を認め、町側の過失割合を 100 パーセントとし、相手方車両修理費の 100 パーセントに相当する 28 万 1,180 円を支払う内容で、8 月 21 日に地方自治法第 180 条第 1 項及び町長の専決処分事項に関する条例第 1 号の規定により、損害賠償の額を定め、和解することについて専決処分をいたしておりますので、ここにご報告を申し上げます。

議長(西岡 正君) 町長の報告は終わりました。
質疑に入りますが、ございますか。

[質疑なし]

議長(西岡 正君) はい、ないようでありますので、質疑を終結します。
ここで昼食休憩に入りたいと思います。再開を 1 時 15 分といたしますので、よろしく願いいたします。

午前 1 時 57 分 休憩

午後 0 1 時 12 分 再開

議長(西岡 正君) 少し時間がありますけれども、全員おそろいですので、始めたいと思います。
休憩を解き、休憩前に引き続き会議を進めます。

日程第 10. 議案第 68 号 佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 日程第 10、議案第 68 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 68 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

これは、個人番号制度に関する法律でございます。行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が平成 25 年 5 月 31 日に公布され、本年 10 月 5 日から住民票を有する全ての個人に個人番号を付番し、社会保障、税、災害対策等の分野において活用することで、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることとなります。これにより、個人番号を含む個人情報、すなわち特定個人情報の取り扱いについて、番号法第 31 条では、地方公共団体は、保有する特定個人情報の適正な取り扱いの確保など必要な措置を講じるものとする規定されており、従来の個人情報と区別し、番号法に適応できる条例を整備するため、本条例の改正を行うものでございます。

改正の主な内容といたしまして、まず、第 1 条につきましては、10 月 5 日の番号法施行に伴い、特定個人情報の定義および、その収集、利用、提供等の制限について新たに規定するとともに、特定個人情報についてはその性質上、本人の関与について、より一層の保護が必要であると考えられることから、本人および法定代理人に加え、本人の委任による代理人に対しても開示請求や訂正請求などが行えるよう、改正するものでございます。

次に、第 2 条につきまして、平成 29 年 1 月から施行予定でありますほかの関係機関との情報連携を行った際に記録する、情報照会者や提供者の名称などの個人、情報提供等記録に関する定義や、その利用の制限を厳しくするなど、番号法に適応する改正となっております。

以上、ご承認を賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 68 号は、総務常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 68 号は、会議規則第 37 条の規定により、総務常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 68 号、佐用町個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例については、総務常任委員会に付託することに決定

いたしました。

日程第 11. 議案第 69 号 佐用町手数料条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 11、議案第 69 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 69 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

今回の改正内容は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い交付される通知カード及び個人番号カードにおきまして、最初の交付手数料相当経費については国庫補助の対象となり無料で交付することができますが、IC チップの破損等再交付がやむを得ない場合を除き、紛失、破損等本人の責による再交付については国庫補助の対象とならず費用負担が必要となるため、この再交付手数料相当経費を手数料として新たに定めようとするものでございます。

国が原紙や IC カードの購入原価等を考慮して示しましたカードの再交付手数料相当経費は、通知カードが 500 円、個人番号カードは 800 円となっており、近隣市町の動向も見ながら、この額を再発行手数料として規定しようとするものでございます。

施行日につきましては、それぞれのカードの発行が始まる日として、通知カードは平成 27 年 10 月 5 日、個人番号カードは平成 28 年 1 月 1 日といたしております。

なお、個人番号カードの発行により住民基本台帳カードの交付は行われなくなるため、同カードの発行手数料の規定を削ることといたしております。

ご承認賜りますようお願い申し上げて、提案のご説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 手数料条例の新旧対照表から 2 枚目で、住民基本台帳カード発行手数料 500 円は、この国のほうの今度の通知いうんですか、そういうことによってもう発行しなくなるからということなんですけれど、現在、住基カードの所有者というか、どれぐらいの方が持っておられて、町全体でいくと、どれぐらいの割合になるのかということをお尋ねしたいと思います。

それと、このカードの削除は 2 枚目で行われているんですけど、住基カード、通知カードの再発行カードのほうの 1 枚目のあれでいくと、そちらのほうでなぜ減らさないのか。その点、時差がありますから、お尋ねします。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 失礼いたします。

まず、住民基本台帳カードの発行状況でございますけれども、これまでに発行してまいりました累計でございますけれども、直近のまとめたところで1,586枚を交付いたしております。その中には、死亡等により返還、あるいは再発行等もございますので、そういったところを加味いたしますと、今現在、有効と思われる数につきましては、1,330枚余りになろうかと推計いたしております。

それから、住民全体の率で申し上げますと、おおむね8パーセントぐらいに当たります。

次に、住民基本台帳カードのことでございますけれども、このカードにつきましては、今年年内いっぱいには再交付等があれば発行しなくてはいけないんですけれども、来年1月から個人番号カードが発行されることによって、住民基本台帳カードは新たに交付することがなくなります。そういう意味で1月1日からの施行部分については、なくなるということで削除をいたしております。

ただ、今、議員がおっしゃいました新旧対照表の1ページ目ですね、枠外に（第1条関係）と表記がございますけれども、それが10月5日から施行する段階での新旧対照表になりますけれども、10月5日現在では、まだ、住民基本台帳カードが存在しておりますので、新旧どちらにも挙がっております。10月5日から通知カードの再発行の手数料が右側の改正案のところに追加される形になります。

次の2ページ目に当たります左の枠外に第2条関係と表示してございます部分が来年1月1日から施行する部分でございますけれども、この時点では10月から既に本施行しておりますので、現行のところは住民基本台帳カードと通知カードというのがございます。

そして、1月1日の改正をしようとするのが、個人番号カード発行の再発行手数料ということで1件800円ということになり、あわせて住民基本台帳カードについては、そこで削除されるということで、二段構えの施行日という形になっておりまして、ちょっと、わかりにく状況ではございますけど、そういった施行日の関係でそういう表記になっているところでございます。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） それで、目前に1月1日から個人番号カードができるわけやから、住民基本台帳カードの発行は、10月から1月までの期間も何か希望があれば発行していくということには、この条例改正でいくと、そういうことになる。意味がなくなるものを、その期間までは発行するという状態にしておかなければいけないんですか。ちょっと、よくわかりません。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 住民基本台帳カードについては、それぞれ所持されている方が、いろいろな形でご利用されていることがございます。

例えば、税金の e-Tax とかになれば、こういう公的認証を受けて使うわけですが、その分については年明けてからになりますので、新しいカードで個人番号カードを申請して、それでされればいいんですけども、個人番号カードを申請せずに、引き続き、とりあえず来年の申告は前の住民基本台帳カードでやろうというふうな方があれば、申請されることがありますので、制度上は、この年内いっぱい発行する可能性がございますので、これは、どうしても残しておかなくてはならないものになります。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13 番（平岡きぬゑ君） 全国的なことではあるんですけど、報道されているものでいくと、施設などに入所されている高齢者などは、本人にカードが届かない問題などの指摘もあるんですけど、佐用町の場合は、そこらへんの危惧はありませんか。個人番号カード発行に当たってですけども。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） まず 10 月から番号通知の通知カードが発行されます。この分につきましては、今月 5 日、実際には今日発行になりますけど、9 月広報の中でもご案内をさせていただいているところがございますけれども、例えば、病院とか、今、議員おっしゃいました施設とかに長期入院、入所されて、住所は実際に自宅のほうに置いているんだという方も、中にはいらっしゃいます。

また、お仕事の関係で単身赴任をされて、家族と住所が異なっているというんですか、そういった方等、特別な理由がある方につきましては、住所地に申し出をいただくことによって、そちらの今現在滞在しておられる場所に通知カードを送付するという、そういったことになります。

今、そういった問い合わせも入って、手続きのほうも、今、進んでおる状況でございます。

それによりまして、まず、通知カードが、それぞれの皆さんのお手元に届き、それから、個人番号カードの発行を希望される方については、そこでまた、必要書類を整えていただいて、請求をいただくという、そういった流れになってまいります。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにございますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8 番（金谷英志君） 町で、このマインバー制度を使った業務で、どのぐらい、どんな業務に使用されるかということをお聞きしたいんですけれども。

それと、今まで補正予算なり組んできて、システム改修費ありますけど、それシステム改修費は、今現在で幾らぐらいかということ。

総務省のほうで、担当するものとしては、地方税とか、団体内統合宛名システムとか、中間サーバーの整備。それから、厚労省が担当するものとしては、生活保護、障害者福祉、児童福祉、国民年金、国民健康保険、後期高齢者、介護保険、健康管理システム、こういうふうなものに使うと。町では、どのような業務に制度を使うんでしょうか。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 業務量については、今、金谷議員が言われましたような内容になるかと思います。

また、各担当部署のほうから、それぞれほかにあれば、言ってもらったらいいと思います。

その費用ですけれども、ご案内のとおり総務省分と厚生省分がございます。総務省分については、宛名管理とか中間サーバーとか、税務システム、それから住基のシステム、それからデータの整備等の補助対象外もございますけども、そういったものがございます。

今、まとめている中の金額申し上げますと、個別に必要でしょうか。

〔金谷君「全体でいいです、今」と呼ぶ〕

総務課長（鎌井千秋君） 全体で、そしたら、26 年度総務省分で、26 年度が 2,164 万 2,264 円。それから、27 年度、現在、予算を計上しておりますものが 2,526 万 2,768 円ということで、合計しまして 4,690 万 5,032 円。今現在のところ。今後また、28 年度についても挙がってこようかと思います。

それから、厚生労働省分ですが、これが 26 年度、これは厚生省令ですので、国民年金とか、障害者福祉システム、児童福祉システム、健康管理システム、それから後期高齢者の医療システム、また、国民健康保険システム、それから介護保険、こういったものになってまいります。26 年度で 961 万 3,080 円。それから、27 年度で現在計上させていただいておるものが 1,447 万 921 円ということで、合計しまして 2,408 万 4,001 円ということになります。

現在のところ以上でございます。

それで、合計しまして 7,098 万 9,033 円ということで、現在の状況は以上となっております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） カードの利用状況といたしましては、まず、カードを利用するということは、番号を利用するというで、ちょっと観点が違ってこようかと思えますけども、番号につきましては、今、総務課長が説明されましたように、各それぞれの業務において番号を活用される、税情報とかもそういったもの活用するようになろうかと思えます。

佐用町において個人番号カードに、いろんな機能を付加するということについては、特段のことは、今のところ予定をいたしておりません。

ですから、いわゆる通常の身分証明を含めた公的認証のカードになろうかと思えます。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） それと、町が案内しているこんなやつありましたはね。窓口に置いている資料です。

それでは、各種行政の手続きオンライン申請について、マイナポータルへのログインをはじめ、各種の行政手続きのオンライン申請に利用できると、こういうふうになって、ですから、情報漏えいについて、どういうふうな対策を取っているかということをお聞きしたいんですけども。

総務省や厚生労働省、全体で一括するというようなんですけども、マイナポータルいうたら、それぞれの個人が認証番号持ってやったら、そこから情報が漏えいする危険が、飛躍的に増大するというように言われているんですけども、町としては、このマイナポータルからの情報漏えいについて、どういうふうな対策を考えておられるのでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 情報管理等につきましては、今後、国なり県なりの指導をいただいたり、また、こちらで研究しながら細部については、詰めていきたいというふうに思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） それから、今回のマイナンバー制度については、そういうふうな情報漏えいが一番の問題だと、その対策が取られていないということが問題なんですけれども、それから、なりすましの問題というのがあります。住基カードの段階でも、本町では8パーセントぐらいの全体の発行率だと言われましたけど、全国では、だいたい5パーセント

ぐらいらしいですね。5パーセントの中だけでも、その住基カードについては、なりすましが12年度で約290件余りの報告がされているということなんです。それ、どういうふうになりすますというか、いろいろ総務省のほうでも対策として、チップなんかもつけて、いろいろ個人認証を確定できるようにということも対策取った上での、こういう12年度で5パーセントの中でも200数十件余りのなりすましの被害が出ているということですから、それ窓際で、そういうふうなことも対策をとると、なりすましに対しての対策も、先ほど言った、情報漏えいについての対策と一緒になりすまし対策も必要ではないかというふうに、総務省のほうからも、その対策も各市町にはこんなことしなさいよというふうなことも、あらかじめ示されておるとは思うんですけども、その点は、いかがでしょうか。

〔住民課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、住民課長。

住民課長（岡本隆文君） 個人番号カードの発行に当たりましては、個人の手元にわたる手順といたしまして、一度、役場、あるいは支所にお越しいただくという形をとるようになります。

今、町のほうでメインに考えておりますのは、交付時の来庁方式ということで、カードが個人が申請されて、それには、必要事項を記入されて、顔写真をつけて、J-LIS いうんですか、そっちの機構のほうに送っていただきます。カードができ上がりますと、それが一括して役場のほうに届いてまいります。届いたカードを各個人の方に、あなたのカードができましたので受け取りに来ていただきたいといった、そういったご案内をする中で、窓口にお越しになった段階で、いわゆる本人確認、免許証であったりとか、あるいは複数の保険証等によるものとか、そういった通常の戸籍窓口で行うような本人確認をし、1件1件確認しながら手渡し、カードの説明なりしながら確認するようなことをするようになっています。

今、私どものほうも、なりすましの詳しい情報については、ちょっと手元にない状況なんですけれども、今、言われました290件というのは、全国での数値かと推察いたします。佐用町においては、そういった事案は、これまでも私自身は聞いておりませんし、そういうことがないような形で、お見えになった住民の方には、少しのお時間をいただくようになりますけど、丁寧な形で、そういうことがないように対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） ちょっと、待ってください。ほかにないですか。

はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） それと、今回のそのマイナンバー制度に当たっては、事業者の方も、ある程度付番される。それぞれ従業員の方も、本人もおられますから対応しなくてはならないと思うんですけども、従業員を雇用する事業者は、税務署に提出する源泉徴収票などの法定調書に個人番号を記載することが求められる。従業員の個人番号の管理が求められることになる。全ての社員、契約社員やアルバイトだけでなく、その扶養家族、全員に

交付されるマイナンバーを10月から集め始めて、来年1月からの施行に合わせて支給支払いや人事のシステムに反映させる。

これ事業者にとってもマイナンバー制度の対応は大変だと思うんですけども、町のほうでは事業者まで把握しておられないかもわからないんですが、全体の事業所に対する、どうかこの制度、交付に当たっての対策、対処というのは、どういうふうになってますでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、答弁ください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 事業者に対してまで、町で関与はしておりません。

役場の職員の関係になりますと、11月ぐらいに職員に説明をしまして、職員、番号届いた者について、職員の番号を聴取し、目の前で確認しながらするには、私とこの事業者というか、役場としての対応はする考えは決めておりますけれども、町内の事業者についてまで、私とここではちょっと、把握はようしておりません。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） それは、やっぱり商工観光課のほうでも、やっぱりそういうふうなことについて、重大な制度改正ということになりますから、商工観光課のほうでは、そういうふうな業者対策的なことは、全然考えられてないということなんでしょうか。

〔商工観光課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、商工観光課長。

商工観光課長（高見寛治君） 商工観光課のほうではなくて、商工会のほうで、どなたでも参加できる、このマイナンバー制度についての説明会というのを開催するように聞いております。

日時については、ちょっと把握はしておりませんが、そういう対応をしていくというふうに聞いております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。
ほかにありますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） マイナンバー制度ということで、あらゆる金融機関、それから病院、

そして社会福祉、あらゆるところに、このナンバー制度使われるんですけど、佐用町としては、それらの関係機関と役場と一緒にあって、そういう何らかの対策いうのか、打ち合わせいうのは、今後あるんでしょうか。そこらへんは、どんなんでしょうか。

議長（西岡 正君） はい、お答えください。

〔総務課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、総務課長。

総務課長（鎌井千秋君） 特に、そういった計画はしておりません。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7番（岡本義次君） それは、それぞれの機関で、国からの指示に基づいて、人に漏れんようにいうのか、特に、今、年金なんか、サイバー攻撃とかいうようなことで、問題になったり、また、中国なんか、そういうようなんにかかってやってきておるのがありますので、相当にやっぱり慎重にしていかないと、個人の情報が全部筒抜けになってしまうようなことになってはならないと思いますので、そこらへんについては十分、今後、対策を練っていただきたいと思います。

議長（西岡 正君） お答え要りませんね。
ほかにありますか。
ないようですので、質疑を終結します。
これから、討論を行いますか、ございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） そもそも、このマイナンバー制度の法案の内容が国民一人一人に原則不変の個人番号を付番し、個人情報をもとによって安易に照合できる仕組みをつくることを、このことでプライバシー侵害になり、なりすましなどの犯罪を常態化するおそれがあること。

また、共通番号システムが初期投資、国でですが、3,000億円とも言われる巨大プロジェクトにもかかわらず、その具体的なメリット、また、費用対効果も示されないまま、新たな負担が求められ続けるということ。

それと、3つ目に税や社会保障の分野で徴税強化、社会保障給付の削減の手段とされ兼ねないという大きな問題があります。

あわせて、IT先進国と言われる国の政府機関、大企業でも情報漏えいを防げていないこと。また、共通番号の官民利用の促進は、取り扱う人、場所が増えて、不正利用、情報漏えいの危険が、さらに高まっていくこと。民間で普及した制度は問題が生じて、直ぐ中止したり、見直しするということが困難。こういうことが教訓とする内容になっていま

す。

マイナンバー制度の内容が、十分に周知されていない。また、情報の保護に不安に感じる人が増えている状況の中でマイナンバー制度を急ぐ必要はなく、延期しても町民には何の不利益もないということで、実施中止の決断をすることが必要だと考えます。

制度に問題があり、この制度に伴って実施された後の対応としての手数料条例改正でありますので、以上の理由から反対します。

議長（西岡 正君） はい、ほかにありますか。

ないようですので、討論を終結します。

これより議案第 69 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。

議案第 69 号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、多数であります。よって、議案第 69 号、佐用町手数料条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 12. 議案第 70 号 佐用町農業共済条例の一部を改正する条例について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 12、議案第 70 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例についてを、議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 70 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の一部改正は、家畜共済損害認定準則の一部が改正されたことに伴う豚の共済事故の通知などについて、佐用町農業共済条例の改正を行う必要が生じたための改正でございます。

改正内容は、養豚は共済事故が多く発生する傾向にあるため、事故確認などの訪問が頻繁となり防疫上の懸念もあることから、火災・伝染性疾病事故など以外については、デジタルカメラ等の画像データの送信による通知ができるとするものであります。

ご承認いただきますようお願いを申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

本案については、本日即決といたします。

これから質疑を行います。ございますか。

〔岡本義君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、岡本義次議員。

7 番（岡本義次君） これは獣医師の診断書又は検案書、そして警察官の証明書又はこれ

に準ずる書類が簡素化されるわけなんですけれど、佐用町としては、以前、こういう事例が年間何件ぐらい発生しておったんでしょうか、そこらへんについては、どんなでしょう。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 現在、豚につきましては、家畜共済引受しておりません。

今のところは町内で1事業者だけでございます。佐用高校にもあったんですが、佐用高校、今、豚おりませんので、そういうことで、共済の引受がなかった関係で、今のところは例がございません。

議長（西岡 正君） よろしいですか。

〔金谷君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、金谷議員。

8番（金谷英志君） 一部改正の中の理由として、撮影画像による事故確認が可能であるということになっておるんですけど、具体的に言うと死んだいうこと、豚の個体の確認、その識別というのは、なかなか難しいかと思うんですが、そのへんの確認は、どのように行われるんでしょうか。

〔農林振興課長 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、農林振興課長。

農林振興課長（横山芳己君） 事故確認が可能な画像ということになります。

先ほど、議員が言われましたように、個体の確認が、今まで例がございませんので、ちょっと何とも言えませんが、例えば、個体に識別をつけるとか、1回識別つければ、もう取れないものというんですか、そういうのをすれば、当然、確認はそれだけの個体になるかと思っておりますので、そういう意味で、もし、加入がございまして、例がございましたら、当然、上部の連合会なりに相談しての話になるかと思っております。

議長（西岡 正君） はい、よろしいですか。はい、ほかに。

ないようですので、質疑を終結します。

これから、討論を行います。討論ございますか。

〔討論なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。

これより議案第70号を採決します。この採決は、挙手によって行います。議案第70号を、原案のとおり決定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって、議案第 70 号、佐用町農業共済条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第 13. 議案第 71 号 佐用町石井財産区管理条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 13、議案第 71 号、佐用町石井財産区管理条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） ただ今、上程をいただきました議案第 71 号、佐用町石井財産区管理条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の条例制定は、平成 17 年 10 月の合併時から暫定条例として石井財産区管理条例が施行されていたものを、今回、文言等を修正した上で佐用町石井財産区管理条例として制定するものでございます。

ご承認いただきますように、よろしくお願ひ申し上げ、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 71 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 71 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 71 号、佐用町石井財産区管理条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第 14. 議案第 72 号 佐用町久崎財産区議会設置条例の制定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 14、議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定につきまして、提案のご説明を申し上げます。

この度の条例制定は、平成 17 年 10 月の合併時から暫定条例として上月町久崎財産区議会設置条例が施行されていたものを、今回、文言等を修正した上で佐用町久崎財産区議会設置条例を制定するものでございます。

ご承認いただきますようお願い申し上げます、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、議案第 72 号は、産業厚生常任委員会に付託を予定しておりますので、委員会付託をお含みおきの上、質疑をお願いいたします。質疑はございますか。

〔質疑なし〕

議長（西岡 正君） ないようですので、質疑を終結します。

ただ今、議題としております議案第 72 号は、会議規則第 37 条の規定により、産業厚生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって議案第 72 号、佐用町久崎財産区議会設置条例の制定については、産業厚生常任委員会に付託することに決定いたしました。

-
- 日程第 15. 議案第 73 号 平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出について
日程第 16. 議案第 74 号 平成 27 年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 17. 議案第 75 号 平成 27 年度佐用町介護保険特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 18. 議案第 76 号 平成 27 年度佐用町簡易水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 19. 議案第 77 号 平成 27 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 20. 議案第 78 号 平成 27 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について
日程第 21. 議案第 79 号 平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第 15 に入ります。

日程第 15 から日程第 21 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 15、議案第 73 号、平成 27 年度佐用町一般会計補正予算案（第 2 号）の提出についてから、日程第 21、議案第 79 号、平成 27 年度佐用町歯科保健特別会計補正予算案（第 1 号）の提出についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました議案第 73 号から議案第 79 号につきまして一括議題とされましたので、順次提案のご説明を申し上げます。

まず、議案第 73 号、佐用町一般会計補正予算（第 2 号）から説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 9,265 万 4,000 円を追加をし、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 134 億 6,076 万 7,000 円に改めるものでございます。

その中身につきまして、第 1 表、歳入歳出予算補正により、説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。予算書 1 ページをご覧ください。

地方特例交付金 18 万円の減額は、交付額が決定したことに伴うものでございます。

地方交付税につきましても、このたび、普通交付税の交付額が決定いたしましたので 1 億 5,817 万円を減額し、普通交付税の総額を 58 億 5,147 万 9,000 円といたしております。

使用料及び手数料につきましては 8 万 7,000 円を減額であります。うち、使用料におきましては 8 万 9,000 円の減額で、行政財産使用料の減額であります。手数料におきましては 2,000 円の増額で、この議会に提案いたしております手数料条例の一部改正に伴うものでございます。

国庫支出金につきましては、43 万 6,000 円の減額でございます。うち、国庫補助金におきましては 91 万 1,000 円の減額で、個人番号カード交付事務費補助金の追加計上や農業基盤整備事業補助金の予算組かえによるものでございます。委託金におきましては 47 万 5,000 円の増額で、基礎年金等事務委託金の増額でございます。

県支出金につきましては、84 万 5,000 円を増額いたしました。うち、県負担金におきましては 36 万 7,000 円の増額で、県移譲事務交付金の確定によるものでございます。県補助金におきましては 1,159 万 9,000 円の増額で、事業量の増加に伴う基盤整備促進事業補助金の増額や、避難所等井戸設置事業補助金の追加計上が主なものでございます。委託金におきましては 1,112 万 1,000 円の減額で、県議会議員選挙事務費市町交付金の減額整理などでございます。

財産収入につきましては、財産売払収入 20 万円の増額で、消防団の車両処分に伴う売払代金でございます。

寄附金につきましては、18 万円の増額で、農林水産施設災害復旧費寄附金でございます。

繰入金につきましては、基金繰入金 1 億 5,305 万 3,000 円の増額で、財政調整基金繰入金の増額でございます。

繰越金につきましては、2,804 万 4,000 円の増額で、平成 26 年度繰越金でございます。

諸収入につきましては、雑入 552 万 2,000 円の増額で、物件移転等補償費、派遣職員給与費弁償費が主なものでございます。

町債につきましては、1 億 6,368 万 3,000 円の増額でございます。臨時財政対策債、児童福祉施設整備事業債、道路新設改良事業債、及び社会体育施設整備事業債を増額いたしております。

次に、歳出についての説明を申し上げます。予算書 2 ページをご覧ください。

各款における人件費関係につきましては、人事異動等に伴う調整額を計上いたしております。以下、人件費につきましては同様の内容でございますので、説明を省略させていただきます。

なお、特別会計につきましても、人件費は同様でございます。

まず、議会費 2 万 7,000 円の増額は、人件費でございます。

総務費につきましては、4,182 万 7,000 円の増額でございます。うち、総務管理費におきましては 5,217 万 3,000 円の増額で、人件費のほか、マイナンバー制度に伴うネットワーク機器設定委託料の増額が主なものであります。徴税費におきましては 471 万 4,000 円の減額で、人件費でございます。戸籍住民登録費におきましては 592 万 3,000 円の増額で、人件費のほか、総務管理費同様マイナンバー制度に伴う備品購入費などの追加計上でございます。選挙費におきましては 1,141 万 5,000 円の減額で、県議会議員選挙費の確定によるものでございます。統計調査費 14 万円の減額は、人件費と事業実績見込みによる調整でございます。

民生費につきましては、7,556 万 9,000 円の増額でございます。うち、社会福祉費におきまして 1,693 万 7,000 円の増額で、人件費のほか、費目関係特別会計繰出金の調整や、平福地域福祉センターの修繕料の増額が主な内容でございます。児童福祉費におきましては 5,592 万円の増額で、人件費のほか、児童福祉施設整備費におきまして、南光地域の保育園施設整備事業費を増額いたしております。国民年金事務取扱費 271 万 2,000 円の増額は、人件費のほか、システム改修に伴う電算システム開発委託料の増額でございます。

衛生費につきましては、4,296 万 7,000 円の減額でございます。うち、保健衛生費におきまして 4,269 万 1,000 円の減額で、人件費のほか、簡易水道事業特別会計繰出金の減額、予防接種委託料の増額が主な内容でございます。清掃費におきましては 27 万 6,000 円の減額で、人件費でございます。

農林水産業費につきましては、507 万 9,000 円の減額でございます。うち、農業費におきまして 102 万 6 千円の減額で、人件費のほか、西徳久地区基盤整備促進事業費の増額が主な内容でございます。林業費におきましては 405 万 3,000 円の減額で、人件費でございます。

商工費につきましては、61 万 6,000 円の増額で、人件費のほか、観光パンフレットの増刷経費の追加が主な内容でございます。

土木費につきましては、7,950 万 5,000 円の増額でございます。うち、土木管理費におきまして 676 万 2,000 円の増額で、人件費のほか、国道 179 号バイパス建設促進協議会負担金の追加計上でございます。道路橋梁費におきましては 7,249 万 6,000 円の増額で、人件費のほか、事業費の増加に伴う予算措置を行うものでございます。下水道費 699 万 6,000 円の減額は、特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金の減額でございます。住宅費におきましては 724 万 3,000 円の増額で、人件費のほか、定住促進住宅の改修費の増額が主な内容でございます。

消防費につきましては、86 万 9,000 円の増額で、人件費のほか、歳入でも申し上げましたが、避難所等井戸設置事業を南光小学校に適用する予算措置などを行うものでございます。

教育費につきましては、2,918 万 7,000 円の増額でございます。うち、教育総務費におきましては 625 万 7,000 円の増額で、人件費調整のほか、教育研究所に係る予算の組みかえを行っております。小学校費におきましては 15 万 4,000 円の増額、中学校費におきましては 164 万 4,000 円の増額で、人件費のほか、佐用中学校の耐震診断業務委託料の追加計上が主な内容でございます。社会教育費におきましては 985 万 3,000 円の増額で、人件費のほか、県指定天然記念物「三日月の大ムク」の樹勢保存事業費の追加計上などでござ

います。また、利神城跡等国指定推進事業におきまして、航空レーザー計測の実施に伴う遺溝調査業務委託料の増額、利神城跡等調査委員会負担金の追加計上などを行っております。保健体育費におきましては、1,127万9,000円の増額で、人件費のほか、上月体育館改修事業費の増額が主なものでございます。

災害復旧費につきましては、1,310万円の増額でございます。農林水産施設災害復旧費及び公共土木施設災害復旧費におきまして、それぞれ850万円、460万円の追加計上でございます。7月17日の台風11号など、豪雨被害の災害復旧を図るものであります。

次に、債務負担行為の変更につきまして、第2表、債務負担行為補正によりまして説明をさせていただきます。3ページをご覧ください。

児童福祉施設整備事業につきまして、南光地域の保育園施設整備に係る実施設計及び施工監理業務経費のうち、次年度分について債務負担行為を設定するもので、期間を平成28年度、限度額を400万円といたします。

次に、地方債の変更でございますが、第3表、地方債補正によりまして説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

臨時財政対策債につきましては、このたびの地方交付税額の決定に伴い示された発行可能額を上限といたしまして、起債の限度額を4億9,547万7,000円に改めております。

児童福祉施設整備事業、道路新設改良事業及び社会体育施設整備事業につきましては、事業量の増加により、起債の限度額をそれぞれ1億2,940万円、3億7,080万円、4,250万円に、それぞれ改めるものでございます。

以上、一般会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第74号、平成27年度佐用町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について提案のご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ273万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26億3,524万6,000円に改めるものでございます。

その中身について、第1表、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入から説明いたします。

繰入金は他会計繰入金で18万6,000円の減額で、内訳は、職員給与費等繰入金が418万9,000円の減額、その他一般会計繰入金が退職者医療交付金返還金等による400万3,000円の増額でございます。

繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金292万3,000円を増額計上いたしております。

次に歳出についてご説明をさせていただきます。

総務費は、418万9,000円の減額で、人件費でございます。

諸支出金は、692万6,000円の増額で、償還金及び還付加算金で、前年度の保険給付実績に基づく、退職者医療交付金返還金が主なものでございます。

以上で、国民健康保険特別会計の補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第75号、平成27年度佐用町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,395万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億1,521万6,000円に改めるものでございます。

その中身について、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明を申し上げます。

まず、歳入から説明をさせていただきます。

国庫支出金につきましては、627万5,000円の増額でございます。内容は、国庫負担金のうち、介護給付費負担金の追加計上でございます。

支払基金交付金につきましては、1,555万6,000円の増額でございます。内容は、支払基金交付金のうち、介護給付費交付金1,511万7,000円、地域支援事業支援交付金43万9,000円の追加計上でございます。

県支出金につきましては、445万2,000円の増額でございます。内容は、県負担金のうち、介護給付費負担金の追加計上であります。

繰入金につきましては、581万2,000円の増額でございます。うち、一般会計繰入金におきましては418万3,000円の増額計上をいたしております。主なものは、介護給付費繰入金の増額であります。また、基金繰入金におきましては、介護給付費準備基金繰入金として162万9,000円を追加計上いたしております。

繰越金につきましては、平成26年度からの繰越金185万8,000円を増額計上いたしております。

次に歳出でございますが、総務費につきましては、5万8,000円の増額で、人件費でございます。

保険給付費につきましては、3,300万1,000円の増額でございます。うち、介護サービス等諸費におきましては2,345万7,000円を追加計上いたしております。主なものは、地域密着型介護サービス給付費1,368万9,000円、施設介護サービス給付費636万4,000円の増額でございます。また、支援サービス等諸費におきましては948万4,000円を追加計上いたしております。主なものは、介護予防サービス給付費458万9,000円、地域密着型介護予防サービス給付費393万4,000円の増額でございます。特定入所者介護サービス等費におきましては6万円の増額でございます。

基金積立金の911万6,000円の減額は、介護給付費準備基金積立金の減額でございます。

諸支出金の1,001万円の増額は、平成26年度国及び県の負担金及び交付金の精算による償還金でございます。

以上で、介護保険特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第76号、佐用町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ14万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億837万9,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、第1表、歳入歳出予算補正によりご説明申し上げます。

まず、歳入からであります。繰入金につきましては、一般会計繰入金1,773万1,000円の減額で、平成26年度決算の確定によるものでございます。

繰越金につきましては、1,787万5,000円の増額で、同じく26年度決算確定に伴う繰越金の増額でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費の管理費におきまして、14万4,000円の増額で、これは人件費でございます。

以上、簡易水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第77号、佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ562万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,955万6,000円に改めるものでございます。

その中身につきましては、歳入歳出予算補正によって説明をさせていただきます。

まず、歳入からで、繰入金につきましては、一般会計繰入金699万6,000円の減額で、平成26年度決算の確定によるものでございます。

繰越金につきましては、137万1,000円の増額で、同じく平成26年度決算確定に伴う前年度繰越金の増額でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費につきましては、562万5,000円の減額でございます。うち管理費におきまして196万7,000円の増額で、人件費のほか、更新管路延長等の増による下水道台帳システム等保守料の増額でございます。事業費におきましては759万2,000円の減額で、人件費が主なものでございます。

以上で、特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第78号、佐用町西はりま天文台公園特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ118万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億514万7,000円に改めるものでございます。

まず、予算書1ページ、歳入についての説明を申し上げます。

繰入金は、2万5,000円の減額、繰越金は121万4,000円の増額でございます。繰入金につきましては、人事異動に伴う人件費の減額によるものでございます。繰越金につきましては、前年度繰越金の確定に伴う増額でございます。

次に歳出でございますが、教育費におきましては、58万2,000円の増額でございます。内容につきましては、人事異動に伴う人件費が32万8,000円の減額、グループロジの修繕料60万7,000円、天文台南館の修繕料25万9,000円の増額が主なものでございます。

諸支出金につきましては、繰越金の確定に伴い、基金積立金60万7,000円を増額計上したものでございます。

以上、西はりま天文台公園特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

次に、議案第79号、平成27年度佐用町歯科保健特別会計補正予算（第1号）についてのご説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,643万8,000円に改めるものでございます。

その中身につきまして、まず、歳入から説明をさせていただきます。

諸収入につきまして、2万円の増額でございます。内容は、雑入のうち、医療事故損害賠償保険金の計上でございます。

次に歳出でございますが、医業費の2万円の増額は、医療事故損害賠償金の計上でございます。

以上で、歯科保健特別会計補正予算の提案の説明とさせていただきます。

以上、議案第73号から議案第79号までの補正予算につきまして説明をさせていただきました。それぞれご審議いただきまして、ご承認いただきますように、よろしくお願い申し上げます。提案の説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、議案第73号から議案第79号につきましては、9月18日の本会議で質疑、討論、採決を予定しておりますので、ここで議事を打ち切りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

- 日程第 23. 認定第 2 号 平成 26 年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 24. 認定第 3 号 平成 26 年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 25. 認定第 4 号 平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 26. 認定第 5 号 平成 26 年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 27. 認定第 6 号 平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 28. 認定第 7 号 平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 29. 認定第 8 号 平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 30. 認定第 9 号 平成 26 年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 31. 認定第 10 号 平成 26 年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 32. 認定第 11 号 平成 26 年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 33. 認定第 12 号 平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 34. 認定第 13 号 平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 35. 認定第 14 号 平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 36. 認定第 15 号 平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 37. 認定第 16 号 平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 22 に入りますが、日程第 22 から日程第 37 については一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、日程第 22、認定第 1 号、平成 26 年度佐用町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 37、認定第 16 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定についてを一括議題とします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

町長、引き続いて、大丈夫ですか。

町長（庵逄典章君） はい。

議長（西岡 正君） はい。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、平成 26 年度の決算の認定について、認定第 1 号から認定第 16 号まで、佐用町一般会計並びに各特別会計の説明を順次申し上げさせていただきたいと思います。

全ての会計でありますので、少し長くなりますけれども、どうぞよろしくお願ひいたします。

地方自治法第 233 条第 3 項の規定によりまして佐用町監査委員の決算審査意見書を添えて関係書類を提出し、議会の認定を賜りたく存じますので十分ご審議をいただきますように、よろしくお願ひを申し上げます。

それでは、認定第 1 号、平成 26 年度佐用町一般会計決算からご説明を申し上げます。金額につきまして一般会計は、千円単位で申し上げます。

まず決算書 78 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

一般会計の歳入総額は 133 億 6,062 万円、歳出総額が 132 億 7,644 万 4,000 円、歳入歳出差引額 8,417 万 6,000 円で、翌年度に繰り越すべき財源が 2,613 万 1,000 円ございますので、実質収支額は 5,804 万 5,000 円でございます。実質収支額のうち、地方自治法第 233 条の 2 の規定による基金繰入額を 3,000 万円といたしております。

次に、決算書 1 ページ、一般会計歳入決算書をご覧ください。

歳入につきまして、款別の収入済額、収入済額合計に対する割合等を報告をさせていただきます。

町税は、22 億 2,020 万 5,000 円で歳入に占める割合は 16.62 パーセント。

地方譲与税及び各種交付金につきましては、国・県からルールに基づきまして交付されます。地方譲与税 1 億 2,974 万 1,000 円で 0.97 パーセント、利子割交付金は 464 万 9,000 円で 0.03 パーセント、配当割交付金は 1,724 万 7,000 円で 0.13 パーセント、株式譲渡所得割交付金は 942 万 1,000 円で 0.07 パーセント、地方消費税交付金は 2 億 921 万円で 1.57 パーセント、ゴルフ場利用税交付金は 4,114 万 5,000 円で 0.31 パーセント、自動車取得税交付金は 2,280 万 3,000 円で 0.17 パーセントでございます。地方特例交付金は 585 万 4,000 円で 0.04 パーセント、地方交付税は 63 億 8,368 万 1,000 円で 47.78 パーセント、そのうち、特別交付税が 6 億 3,890 万 2,000 円でございます。交通安全対策特別交付金は 397 万 2,000 円、0.03 パーセントとなっております。

分担金及び負担金は 1 億 3,051 万 3,000 円で 0.98 パーセント。その主なものは、児童福祉施設費負担金、老人保護措置費施設費負担金などでございます。

使用料及び手数料は 2 億 5,869 万 7,000 円で 1.94 パーセント、その主なものは、キャンプ場使用料、町営住宅使用料、町民プール使用料、ごみ処理手数料、し尿処理手数料などでございます。

国庫支出金は 6 億 543 万 7,000 円で 4.53 パーセント、その主なものといたしまして、児童手当負担金、障害者福祉サービス負担金など経常的な財源のほか、投資的経費の財源といたしまして、がんばる地域交付金、社会資本整備総合交付金、空き家再生等推進事業交付金などを受け入れております。また、平成 26 年度は消費税増税に伴って、国において現金給付措置が取られたため、臨時福祉給付金給付事業補助金、子育て世帯臨時特例給付金給付事業補助金などがございます。

県支出金は 7 億 1,615 万 8,000 円で 5.36 パーセント、その主なものは、児童手当負担金、医療保険事業に係る保険基盤安定負担金、障害者福祉サービス負担金、福祉医療関係補助金などのほか、投資的経費の財源といたしまして、ため池等整備事業助成費、土地改良事業県負担金などがございます。

財産収入は 9,744 万 9,000 円で 0.73 パーセント、その主なものは、土地等の賃貸料、各種基金の預金利子、土地等の売払い代金などがございます。

寄附金は 766 万 8,000 円で 0.06 パーセント、一般寄附金、ふるさと応援寄附金が主なものでございます。

繰入金は 3 億 7,587 万 4,000 円で 2.81 パーセント、中身は特別会計繰入金と基金繰入金

で、うち財政調整基金につきましては2億4,600万2,000円を繰り入れております。

繰越金は7,171万円、0.54パーセントで、うち繰越明許費に係るものは5,055万1,000円でございます。

諸収入は2億4,388万6,000円で1.82パーセント、その主なものは、県市町村振興協会市町交付金、消防団員退職報償金受入金、物件移転等補償費などでございます。

町債は18億530万円で13.51パーセント、その内訳は、合併特例事業債14億9,800万円、過疎対策事業債2億5,140万円、緊急防災・減災事業債5,590万円となっております。

次に、歳出でございますが、決算書7ページ、一般会計歳出決算書をご覧ください。

人件費関係は省略させていただきまして、歳入と同様、款別の支出済額とその割合、主な事業等についての説明を申し上げます。

議会費は1億2,077万7,000円、歳出総額に占める割合は0.91パーセントでございます。

総務費は21億1,796万9,000円で15.95パーセント。総務管理費におきまして、庁舎整備事業、平成21年度台風第9号災害記録誌作成事業、コミュニティバス等の運行、合併以降取り組みを推進しております協働のまちづくり事業、佐用チャンネルなど情報通信施設管理事業などを実施いたしております。徴税费におきましては、固定資産税評価更新業務委託料が主なものでございます。選挙費におきましては、町議会議員選挙、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査などを執行いたしております。

民生費は32億3,616万4,000円で24.38パーセントでございます。主な事業といたしまして、社会福祉費におきまして、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療等の特別会計への繰出金、外出支援サービス事業、敬老事業、高年クラブ助成事業、老人医療費助成事業、老人保護措置事業、長寿祝金支給事業、障害者福祉サービス事業、臨時福祉給付金給付事業などがございます。児童福祉費におきましては、上月保育園新築整備事業を実施いたしましたほか、子育て世帯臨時特例給付金給付事業、児童手当支給事業、学童保育事業、乳幼児等・母子家庭等医療費助成事業及び保育園、子育て支援センター管理・運営事業などが主なものでございます。災害救助費におきましては、住宅災害復興融資利子補給金が主なものでございます。

衛生費は11億1,778万円で8.42パーセントでございます。主な事業といたしましては、保健衛生費におきまして、簡易水道事業特別会計等への繰出金、各種検診などを行う保健事業、予防接種事業、妊婦健康診査補助などを行う母子保健事業でございます。清掃費におきましては、にしはりま環境事務組合負担金と、クリーンセンター、衛生公苑、コミュニティプラントの施設管理事業が主なものでございます。

農林水産業費は7億7,028万2,000円で5.80パーセントでございます。主な事業といたしまして、農業費におきましては、農作物特産定着化対策事業、野生動物防護柵設置事業補助、農業の担い手確保対策事業など、農業振興支援策を講じますとともに、ため池整備事業、基盤整備促進事業など、農業生産基盤整備事業を実施いたしております。林業費におきましては、シカ緊急捕獲拡大事業をはじめ有害鳥獣駆除活動補助事業、森林整備地域活動支援事業、町単独間伐事業、緊急防災林整備事業、荒廃溪流整備事業などを実施いたしております。

商工費は1億6,642万9,000円で1.25パーセントでございます。主な事業といたしまして、消費者行政活性化事業、町商工会助成金、平成26年度に創設いたしました中小企業者支援事業資金融資利子補給事業、観光関係では、がんばる地域交付金を充当し、ひまわり畑の進入路整備事業を実施したほか、町観光協会補助金、西はりま天文台公園特別会計及び笹ヶ丘荘特別会計への繰出金などを計上いたしております。

土木費は16億142万6,000円で12.06パーセントでございます。主な事業といたしましては、土木管理費におきまして、急傾斜地崩壊対策事業を実施。道路橋梁費、河川費に

おきましては、従前からの道路・橋梁の新設改良事業のほか、橋梁長寿命化事業、河川改修に伴う橋梁の架け替え事業などを実施いたしております。都市計画費、下水道費におきましては、播磨高原広域事務組合への上下水道事業繰出金や特定環境保全公共下水道事業特別会計への繰出金が主なものでございます。住宅費におきましては、町営住宅の管理・運営経費を計上いたしております。

消防費は6億259万1,000円で4.54パーセントでございます。西はりま消防組合への負担金、消防団の運営経費が主なものでございます。

教育費は9億5,924万7,000円で7.23パーセントでございます。教育総務費におきまして、適応指導教室の運営、私立幼稚園振興助成事業、国際理解教育推進事業、特別支援教育推進事業につきましては、継続的に実施をいたしているところでございます。小学校費及び中学校費におきましては、通常の学校管理・教育振興・通学対策事業のほか、学校規模適正化に伴う事業を、ハード・ソフト両面で実施をいたしております。社会教育費におきましては、文化財保護と地域振興の観点から、平福・瓜生原邸を改修し、交流・観光の拠点として整備。また、人権啓発事業、高年大学や青少年育成センターの運営、図書館等社会教育施設の管理・運営事業などを継続実施いたしております。保健体育費におきましては、スポーツ振興策としての体育協会への補助、及びマラソン大会運営助成、スポーツ公園・体育館などの社会体育施設や学校給食センターの管理運営が主なものでございます。

災害復旧費は1,542万5,000円で0.12パーセントでございます。現年度の農林水産施設及び公共土木施設災害復旧事業でございます。

公債費は20億5,059万5,000円、15.45パーセントでございます。

諸支出金は5億1,776万円で3.90パーセント、公営企業費及び基金費でございます。

以上で、一般会計の26年度決算の説明とさせていただきます。

次に、特別会計を説明させていただきます。

認定第2号、平成26年度佐用町メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の認定についての、まず、説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額1,316万996円、歳出総額545万4,000円、差引き額770万6,996円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書79ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書13ページをご覧ください。まず歳入より説明をさせていただきます。

財産収入につきましては502万7,000円で、町有地であるメガソーラー施設用地の賃貸料でございます。

諸収入につきましては813万3,996円で、事業資金貸付金元利収入でございます。

次に、歳出でございます。15ページをご覧ください。諸支出金として、一般会計への繰出金が545万4,000円でございます。

以上、メガソーラー事業収入特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第3号、平成26年度佐用町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

決算額は、歳入総額22億7,123万8,559円、歳出総額22億6,831万4,511円、差引き額292万4,048円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書80ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

97ページ、財産に関する調書の、国保準備基金は、前年度末現在高4,462万4,195円で、決算年度中増減高は1,986万6,128円の減額で、平成26年度末現在高は2,475万8,067円でございます。

次に、決算書 17 ページをご覧ください。まず歳入より説明をさせていただきます。

国民健康保険税は、3 億 7,218 万 6,525 円でございます。

使用料及び手数料は、督促手数料として 16 万 5,800 円でございます。

国庫支出金は 5 億 7,500 万 8,860 円で、内訳は、療養給付費分・高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の国庫負担金が 4 億 2,128 万 7,860 円、財政調整交付金の国庫補助金が 1 億 5,372 万 1,000 円でございます。

療養給付費等交付金は 1 億 4,616 万 7,301 円で、退職被保険者に係る交付金でございます。

前期高齢者交付金 4 億 8,142 万 7,149 円で、65 歳以上 74 歳未満の前期高齢者の医療費にかかる交付金でございます。

県支出金は 1 億 3,198 万 4,240 円で、内訳は、高額医療費共同事業費分・特定健診等の費用に係る、定率の県負担金が 1,175 万 8,240 円、国民健康保険事業費・県財政調整交付金等の県補助金が 1 億 2,022 万 6,000 円でございます。

共同事業交付金は、3 億 3,008 万 7,090 円でございます。

財産収入は 13 万 3,872 円で、基金の預金利子であります。

繰入金は 2 億 2,607 万 6,300 円で、他会計繰入金が 2 億 607 万 6,300 円、基金繰入金が 2,000 万円あります。

繰越金は 322 万 2,454 円でございます。

諸収入は 477 万 8,968 円で、内訳は、延滞金、加算金及び過料が 201 万 5,781 円、受託事業収入が 34 万 5,410 円、雑入が 241 万 7,777 円でございます。

続いて、決算書 21 ページ歳出について、歳入同様、款項別の支出済額を説明をさせていただきます。

総務費 3,339 万 4,237 円で、内訳は、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費が 3,141 万 8,073 円、賦課徴収事務に係る徴税費が 175 万 5,504 円、運営協議会費が 22 万 660 円でございます。

保険給付費は、16 億 848 万 805 円で、内訳は、療養諸費が 14 億 1,566 万 1,920 円、高額療養費が 1 億 8,831 万 7,055 円、移送費が 1 万 360 円、出産育児諸費が 294 万 1,470 円、葬祭諸費が 155 万円でございます。

後期高齢者支援金等は 2 億 4,559 万 7,329 円、前期高齢者納付金等は 18 万 9,410 円、老人保健拠出金は 1 万 1,583 円、介護納付金は 1 億 816 万 9,507 円、共同事業拠出金は 2 億 4,746 万 6,093 円でございます。

保健事業費は、690 万 8,515 円で、内訳は、特定健康診査等事業費が 590 万 9,143 円、保健事業費が 99 万 9,372 円でございます。

基金積立金は、13 万 3,872 円で、国保準備基金の預金利子の積み増しを行っております。

諸支出金は 1,796 万 3,160 円で、償還金及び還付加算金で、前年度の補助金・交付金等の実績精算に基づく、返還金が主なものとなっております。

以上で、国民健康保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 4 号、平成 26 年度佐用町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明をさせていただきます。

決算額は、歳入総額 2 億 9,597 万 3,545 円、歳出総額 2 億 9,168 万 9,288 円で、差引き額 428 万 4,257 円となっております。

次に、実質収支につきましては、決算書 81 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 25 ページをご覧ください。まず歳入より説明をさせていただきます。

後期高齢者医療保険料は 1 億 8,654 万 8,415 円。

使用料及び手数料は、督促手数料として1万8,900円でございます。

県広域連合支出金は210万6,111円で、後期高齢者の健康診査事業に係る、兵庫県後期高齢者広域連合からの補助金でございます。

繰入金は1億324万4,828円で、他会計繰入金として、保険基盤安定・広域連合分賦金・職員給与等の繰入金でございます。

繰越金は370万8,489円でございます。

諸収入は34万6,802円で、償還金及び還付加算金として、兵庫県後期高齢者広域連合からの、保険料還付金として受け入れをいたしております。

続いて、決算書27ページ、歳出について、歳入同様、款項別の支出済額を説明をさせていただきます。

総務費は2,154万6,907円で、事業運営に係る人件費・事務費等の総務管理費でございます。

保健事業費は169万6,993円で、後期高齢者の健診等にかかる事業費でございます。

後期高齢者医療広域連合納付金は2億6,783万486円で、徴収した保険料及び、保険基盤安定負担金などがございます。

諸支出金は61万4,902円で、償還金及び還付加算金で、保険料の還付金、前年度補助金の実績精算に基づく返還金でございます。

以上で、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして認定第5号、平成26年度佐用町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明をさせていただきます。

まず、事業勘定につきましては、歳入総額21億8,208万7,904円、歳出総額21億8,022万8,797円、差引き額185万9,107円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書82ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書29ページ、まず歳入より説明をさせていただきます。

保険料は3億7,616万3,160円で、第1号被保険者保険料でございます。

使用料及び手数料は3万3,400円で、督促手数料でございます。

国庫支出金は5億4,921万4,236円で、そのうち、国庫負担金は3億6,374万5,856円で、介護給付費負担金でございます。国庫補助金は1億8,546万8,380円で、主なものは、調整交付金1億6,808万5,000円、及び地域支援事業交付金などがございます。

支払基金交付金は5億8,633万677円で、主なものは、介護給付費交付金5億8,552万3,849円、及び地域支援事業支援交付金でございます。

県支出金は3億1,040万円で、そのうち、県負担金は3億407万5,000円で、介護給付費負担金でございます。県補助金は632万5,000円で地域支援事業交付金でございます。

財産収入は3万4,575円で、介護保険給付費準備基金の預金利子でございます。

繰入金は3億5,632万8,979円で、そのうち、一般会計繰入金が3億4,327万4,979円、基金繰入金が1,305万4,000円でございます。

繰越金は22万5,547円で、平成25年度からの繰越金でございます。

諸収入は335万7,330円で、主なものは、食の自立支援事業実費負担金でございます。

次に、歳出をご説明申し上げます。33ページをご覧ください。

総務費は1億358万4,260円で、そのうち、総務管理費は9,168万1,299円で、主なものは、人件費のほか電算システム委託料などがございます。介護認定審査会費は1,055万8,585円で、主なものは、主治医意見書等手数料635万6,880円、介護認定審査会委員報酬260万円などがございます。また、運営委員会費は26万4,376円、地域支援事業費は108万円でございます。

保険給付費は 20 億 3,083 万 3,158 円で、そのうち、介護サービス等諸費は 17 億 9,631 万 8,926 円で、主なものは、在宅介護サービス給付費負担金 5 億 2,471 万 8,494 円、地域密着型介護サービス給付費負担金 3 億 2,270 万 6,835 円、施設介護サービス給付費負担金 8 億 5,596 万 6,746 円などでございます。支援サービス等諸費は 9,531 万 7,343 円で、主なものは、介護予防サービス給付費 7,294 万 4,295 円などでございます。また、その他諸費は 130 万 1,220 円、高額介護サービス等費は 3,160 万 1,123 円、特定入所者介護サービス等費は 1 億 67 万 8,360 円、高額医療合算介護サービス等費は 561 万 6,186 円でございます。

地域支援事業費は 1,969 万 7,501 円で、そのうち、介護予防事業費は 404 万 4,239 円、包括的支援事業費は 184 万 5,772 円でございます。また、任意事業費は 1,380 万 7,490 円で、主なものは、家族介護支援事業委託料 897 万 8,517 円、生きがいと健康づくり事業委託料 419 万 6,585 円などでございます。

基金積立金 3 万 4,575 円は、介護給付費準備基金積立金でございます。

諸支出金は、償還金及び還付加算金 607 万 9,303 円、第 1 号被保険者保険料還付金 34 万 3,634 円、償還金 573 万 1,869 円などでございます。

公債費 2,000 万円は、財政安定化基金貸付金償還元金でございます。

続きまして、サービス事業勘定についての説明を申し上げます。

決算書 37 ページをご覧ください。

歳入歳出決算の総額は歳入歳出それぞれ 1,050 万 200 円となっております。

歳入においては、サービス収入 1,050 万 200 円は、居宅支援サービス計画費収入でございます。

次に歳出におきましては、サービス事業費 729 万 4,500 円は、介護予防支援委託料でございます。

諸支出金 320 万 5,700 円は、一般会計への繰出金でございます。

以上で、介護保険特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして認定第 6 号、平成 26 年度佐用町朝霧園特別会計歳入歳出決算の認定について、提案のご説明を申し上げます。

会計の決算額は、歳入歳出総額ともに 1 億 2,696 万 730 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 84 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 41 ページをご覧ください。まず歳入よりご説明をいたします。

事業収入は 1 億 1,596 万 4,132 円で、これは施設の入所者にかかる生活扶助費及び施設事務費として、入所者の住所地の自治体から負担をされるものがございます。

繰入金は 1,040 万 4,426 円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は 59 万 2,172 円で、そのうち、受託事業収入は 39 万 6,240 円、雑入は 19 万 5,932 円でございます。

続いて歳出であります。民生費は 1 億 2,696 万 730 円で、主なものは、施設職員の人件費及び施設管理費、入所者の食事材料費などの執行額でございます。

以上で、朝霧園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 7 号、平成 26 年度佐用町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 8 億 1,771 万 1,971 円、歳出総額 7 億 9,883 万 5,659 円で、差引き額 1,887 万 6,312 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 85 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 45 ページ、まず歳入より説明をさせていただきます。

分担金及び負担金は 1,264 万 5,725 円で、内訳は、新規加入 15 件、給水工事費負担金 1 件でございます。

使用料及び手数料は 3 億 5,178 万 8,673 円で、うち、現年度使用料の収納率 98.8 パーセント、給水管引込工事検査手数料 64 件等でございます。

財産収入は、財政調整基金預金利子 24 万 154 円。

繰入金としては、建設改良費等に充当するため、一般会計より 2 億 113 万 9,000 円を繰入れいたしております。

繰越金は 1,541 万 389 円でございます。

諸収入は、河川改修工事に伴う水道管移設補償金等で 2 億 398 万 8,030 円でございます。

町債は、簡易水道事業債 3,250 万円でございます。

次に歳出でございますが、簡易水道事業費は 4 億 4,631 万 3,171 円で、うち、管理費は 2 億 1,277 万 6,611 円で、内訳といたしまして人件費、関係機関への負担金、消費税等、一般管理費が 4,332 万 4,439 円。基金費については、河川改修に伴う真盛水源新設にかかる維持管理経費の積立金等で 1,329 万 7,288 円。現場管理費については、施設の維持管理経費として、光熱水費、修繕料、塩素等の医薬材料費、施設管理委託料、ろ過砂補充工事、取水ポンプ更新等の工事請負金、水道資材購入のための原材料費等で 1 億 5,615 万 4,884 円でございます。建設改良費では 2 億 3,353 万 6,560 円で、主な内容は、河川改修工事に伴う佐用・真盛水源の井戸新設工事、福原橋管渠移設工事、徳久バイパス管渠移設工事等の県補償事業と、南部浄水場傾斜管設置工事等の町単独事業でございます。

公債費は、起債償還元金及び利子で 3 億 5,252 万 2,488 円でございます。

以上で、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 8 号、平成 26 年度佐用町特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 10 億 7,766 万 4,264 円、歳出総額 10 億 7,629 万 3,165 円、差引き額 137 万 1,099 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 86 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 49 ページをご覧ください。

まず歳入であります、分担金及び負担金は 270 万円で、事業加入負担金 18 件分でございます。

使用料及び手数料は 2 億 358 万 1,742 円で、現年度分の使用料収納率 98.56 パーセント、排水工事店指定手数料 55 件等でございます。

国庫支出金は、公共下水道事業補助金 474 万 8,760 円。

財産収入は、財産売却収入として 20 万 3,616 円でございます。

繰入金につきましては、一般会計からの繰入金で 8 億 695 万 8,000 円。

繰越金は、前年度繰越金 36 万 9,683 円でございます。

諸収入は、河川改修に伴う管渠移設補償金等で 5,600 万 2,463 円でございます。

町債は、310 万円で公共下水道事業債でございます。

次に歳出でございますが、公共下水道事業費は 2 億 7,062 万 1,000 円で、管理費 1 億 6,689 万 5,129 円のうち、一般管理費では、人件費、各種協議会負担金、消費税等で 4,079 万 4,751 円。現場管理費では、下水道施設の光熱水費、医薬材料費、管理委託費、修繕を含む維持管理経費等で 1 億 2,610 万 378 円。次に、事業費の建設改良費では、人件費などの経常経費、建設改良に要する設計業務委託費、多賀橋管移設工事、福原橋管移設工事等の県補償工事等で 1 億 372 万 5,871 円でございます。

公債費につきましては8億567万2,165円で、下水道事業債の償還元金及び利子でございます。

以上、特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして認定第9号、平成26年度佐用町生活排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額4億1,800万1,190円、歳出総額4億1,756万1,204円、差引き額43万9,986円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書87ページ、実施収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書53ページをご覧ください。

まず歳入であります、分担金及び負担金は45万円、新規加入負担金2件でございます。

使用料及び手数料は1億1,861万2,382円で、合併浄化槽の現年度使用料の収納率98.33パーセント、農業集落排水施設の現年度収納率98.91パーセントでございます。

繰入金につきましては、一般会計より2億9,736万円を繰り入れております。

繰越金は85万4,008円でございます。

諸収入では72万4,800円で、浄化槽事務取扱手数料でございます。

次に、歳出でございますが、生活排水処理事業費は1億9,204万9,249円で、うち、浄化槽管理費では、ブローアの修繕、浄化槽の保守管理委託料、法定水質検査委託料、消費税等で1億1,988万6,057円。農業集落排水施設管理費は7,216万3,192円で、人件費、関係機関への負担金等、一般管理費で1,684万152円。次に現場管理経費として、各浄化センターの光熱水費、医薬材料費、管理委託料、マンホールポンプ及び下水道機器の修繕工事等で5,532万3,040円でございます。

公債費につきましては2億2,551万1,955円で、合併処理浄化槽設置事業及び、農業集落排水事業の町債にかかる償還元金、償還利子でございます。

以上、生活排水処理特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

続きまして認定第10号、平成26年度佐用町西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額1億1,423万8,673円、歳出総額1億1,302万3,328円、差引き額121万5,345円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書88ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書57ページ、まず歳入からご説明をさせていただきます。

使用料及び手数料は573万8,850円、財産収入は9万1,657円で、基金の利子でございます。

繰入金は1,902万8,000円、繰越金は111万4,031円、諸収入は8,826万6,135円で、主なものは天文台公園委託金とロジック宿泊料などでございます。

次に、歳出でございますが、教育費は1億1,237万4,671円で、人件費とグループ用ロジックや天文台の運営費でございます。

諸支出金は64万8,657円で、基金費でございます。

以上で、西はりま天文台公園特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

引き続き認定第11号、平成26年度佐用町笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算につきまして、提案の説明を申し上げます。

歳入総額、歳出総額とも1億2,390万200円でございます。

なお、実質収支につきましては、決算書 89 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 61 ページ、まず歳入より説明をさせていただきます。

笹ヶ丘荘事業収入は 9,065 万 9,386 円、繰入金は 3,321 万 9,151 円、諸収入は 2 万 1,663 円となっております。

歳出につきましては、笹ヶ丘荘費 1 億 2,390 万 200 円で、その主なものは、人件費、運営管理に伴う需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費等でございます。

平成 26 年度の施設利用客数は、宿泊者 8,062 人、休憩 36 人、食事 2 万 541 人、入浴 4,336 人、会議 573 人、合計 3 万 3,548 人で、前年と比較して、2,175 人の増となっております。

以上で、笹ヶ丘荘特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 12 号、平成 26 年度佐用町歯科保健特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

会計の決算額は、歳入総額、歳出総額とも 2,357 万 174 円となっております。

なお、実質収支につきましては、決算書 90 ページ、実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 65 ページ、まず歳入より説明をいたします。

診療収入は 1,080 万 9,380 円で、診療報酬等の収入でございます。

財産収入は 259 円で、歯科保健センター運営基金預金利子でございます。

繰入金は 1,104 万 2,925 円で、一般会計からの繰入金でございます。

諸収入は 171 万 7,610 円で、歯科保健事業などの受託料・指導料 128 万 500 円と、歯ブラシの売上料 43 万 7,110 円でございます。

次に、歳出についてでございますが、総務費は 2,147 万 686 円で、人件費のほか歯科保健センター管理費などがございます。

医業費は 209 万 9,488 円で、医薬材料費、歯科技工委託料などがございます。

以上、歯科保健特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 13 号、平成 26 年度佐用町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての説明をいたします。

決算額は、歳入総額 150 万 4,933 円、歳出総額 77 万 3,731 円、差引き額 73 万 1,202 円となっております。

実質収支につきましては、決算書 91 ページの実質収支に関する調書をご覧ください。

次に、決算書 69 ページ、まず歳入より説明をいたします。

財産収入は、基金預金利子 3 万 4,679 円。繰入金は、基金繰入金 72 万 3,000 円。繰越金は、前年度繰越金 74 万 7,254 円でございます。

歳出につきましては、宅地造成費が 5 万 1,323 円で、内訳といたしまして、宅地造成総務費 1 万 6,644 円、基金積立金は 3 万 4,679 円でございます。

公債費は 72 万 2,408 円で、内訳といたしまして、償還元金が 60 万 7,492 円、償還利子が 11 万 4,916 円でございます。

現在残っております分譲地の状況は、長尾団地 1 区画と、さよひめ団地 1 区画・広山団地 2 区画の計 4 区画がございます。引き続き早期の分譲に努めてまいりたいと考えております。

以上で、宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明といたします。

次に、認定第 14 号、平成 26 年度佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての説明を申し上げます。

決算額は、歳入総額 462 万 665 円、歳出総額 1 万 1,000 円、差引き額 460 万 9,665 円と

なっております。

実質収支につきましては、92 ページをご覧ください。

次に、決算書 73 ページ、まず歳入より説明をさせていただきます。

財産収入は 10 万 9,580 円、繰越金は 451 万 335 円、諸収入の町預金利子は 750 円となっております。

次に、歳出でございますが、75 ページ、歳出につきましては、総務費が 1 万 1,000 円でございます。

以上で、佐用町石井財産区特別会計歳入歳出決算の説明といたします。

次に、認定第 15 号、平成 26 年度佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

まず、平成 26 年度の事業概要でございますが、水稻では、雨の日が続いたことからイモチや紋枯れ病が被害原因の大半を占めております。獣害につきましては、防護柵設置で少なくなりましたが、麦につきましては湿潤害と獣害が一部ありました。水稻も麦も昨年より被害額は少なくなっております。

大豆は、湿潤害と獣害がありましたが例年より減少しており、園芸施設も、突風で少し被害が発生をいたしました。

家畜共済につきましては、農家努力などにより死廃病傷事故とも減少いたしております。

事業別内訳につきましては、水稻共済 1,401 戸、708.7 ヘクタール。麦共済 8 戸、37.3 ヘクタール。家畜共済 22 戸、2,920 頭。畑作物共済 32 戸、93.6 ヘクタール。園芸施設共済 18 戸、51 棟の引受で、総額 11 億 5,465 万 9,000 円の共済金額となっております。

また、共済被害につきましては、水稻共済 41 戸、被害面積 8.8 ヘクタール、共済金 125 万 2,000 円。麦共済 2 戸、被害面積 0.5 ヘクタール、共済金 5 万 6,000 円。家畜共済、死廃 139 頭、1,755 万 1,000 円。病傷 1,131 頭、1,098 万 7,000 円。畑作物共済 10 戸、共済金 48 万円。園芸施設共済 2 戸、共済金 1 万 3,000 円などの被害で総額 3,033 万 9,000 円の共済金を支払っております。

次に、決算額は、5 勘定合計で収入総額 9,179 万 713 円、支出総額 8,935 万 2,530 円となっております。

まず収入より説明をさせていただきます。共済事業収益の内訳は、営業収益が 8,322 万 7,543 円、営業外収益が 842 万 5,067 円、特別利益が 13 万 8,103 円となっております。

次に、支出の共済事業費用の内訳は、営業費用が 8,747 万 2,626 円、特別損失が 187 万 9,904 円となっております。

この結果、当期剰余金の合計は、243 万 8,183 円となりました。

本年度の剰余金処分は、農作物共済勘定の 71 万 4,968 円は、法定積立へ 23 万 8,324 円、特別積立へ 47 万 6,644 円。家畜共済勘定の 142 万 8,383 円は、法定積立へ 71 万 4,192 円、特別積立へ 71 万 4,191 円。畑作物共済勘定の 26 万 8,300 円は、法定積立へ 13 万 4,150 円、特別積立へ 13 万 4,150 円。園芸施設共済勘定の 2 万 6,532 円は、法定積立へ 1 万 3,266 円、特別積立へ 1 万 3,266 円をそれぞれ積立てる予定といたしております。

以上で、佐用町農業共済事業特別会計歳入歳出決算の提案の説明とさせていただきます。

次に、認定第 16 号、平成 26 年度佐用町水道事業会計決算の認定についての提案の説明を申し上げます。

平成 26 年度の業務量は、年度末給水人口 4,256 人で、前期より 132 人の減少、給水栓数は 1,740 栓で、36 栓の減となっております。

今期の配水量は、64 万 4,491 立方メートルで前期より 3 万 2,369 立方メートルの減で、有収水量は、54 万 4,909 立方メートルで 1 万 219 立方メートルの減、有収率は 84.5 パーセントとなっており、その主な原因といたしましては給水人口の減、工事に伴う洗管及び

漏水による無効水量と考えられます。

次に、決算書 1 ページをご覧ください。

財政状況についてご説明を申し上げます。

まず、収益的収入の第 1 款、水道事業収益は 2 億 426 万 9,789 円で、前年度に比べ 7,029 万 8,403 円の増収となっております。その主なものは、公営企業法改正による減価償却見合い分の収益化、高料金対策繰出金、加入金でございます。

また、収益的支出では、第 1 款、水道事業費は 2 億 9,496 万 1,966 円で、前年度に比べ 1 億 366 万 8,454 円の増額となっております。その主なものは、河川改修に伴う大酒取水場及び配水管の除却による固定資産除却費、公営企業法改正による有形固定資産減価償却費によるものでございます。

次に、3 ページ資本的収入では、第 1 款、資本的収入は、4 億 5,419 万 8,850 円で、その主なものは一般会計出資金、河川改修に伴う工事負担金などでございます。

また、資本的支出では、第 1 款、資本的支出は 5 億 203 万 9,844 円で、その主なものは、大酒・久崎の取水施設新設工事、小赤松橋水道管移設工事等の建設改良費と企業債償還元金でございます。

次に、5 ページの損益計算書では、営業収益 1 億 259 万 2,944 円に対して、営業費用は 2 億 6,614 万 2,906 円で、営業損失は 1 億 6,354 万 9,962 円となり、一方、営業外収益は 8,024 万 9,017 円に対し、営業外費用は 1,746 万 9,637 円で、営業外利益 6,277 万 9,380 円となっております。よって差引き経常損失は 1 億 77 万 582 円となり、その他特別利益 894 万 9,067 円を差し引きますと、当年度の純損失は 9,182 万 1,515 円となり、前年度繰越欠損金 5 億 7,840 万 209 円を加え、その他未処分利益剰余金変動額 4 億 2,448 万 1,260 円を差引きし、2 億 4,574 万 464 円が当年度未処理欠損金となり、7 ページ欠損金処理計算書で翌年度繰越欠損金といたしております。

なお、詳細につきましては、7 ページからの剰余金計算書、貸借対照表、その他決算付属書類を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で、佐用町水道事業会計決算の内容を説明をさせていただきました。

以上をもちまして、一般会計及びに 15 の特別会計、26 年度の歳入歳出決算の説明を終わらせていただきます。

それぞれ、十分にご審議をいただきまして、認定いただきますように、よろしく願いを申し上げて、説明を終わらせていただきます。

議長（西岡 正君） 認定第 1 号から認定第 16 号の提案に対する当局の説明は終わりました。

ただ今議題にしております、認定第 1 号から認定第 16 号につきましては、決算認定に関する案件であります。

この件に関しましては、全員で構成する決算特別委員会を設置し、決算特別委員会に付託することにしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、認定第 1 号から認定第 16 号につきましては、決算特別委員会を設置し、付託することに決定をいたしました。

議長（西岡 正君） 続いて日程第 38 に入ります。

決算監査報告についてであります。

提案されました認定第 1 号から認定第 16 号につきましては、監査委員による決算監査を受けておりますので、ここで代表監査委員より監査報告を受けます。

代表監査委員、樫本忠美君、お願いします。

〔代表監査委員 樫本忠美君 登壇〕

代表監査委員（樫本忠美君） 監査委員の樫本でございます。

決算監査の報告にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、町振興発展のため、日々、ご尽力をいただいておりますこと、本席より厚くお礼を申し上げます。

また、職員の方には、厳しい行財政の中、住民の福祉向上と住みよいまちづくりのために、それぞれの部署において献身的に精励されておりますこと、深く感謝を申し上げます。

さて、平成 26 年度の決算監査であります。一般会計及び特別会計は、平成 27 年 8 月 3 日、4 日、6 日、7 日の 4 日間、また、公営企業会計は 6 月 24 日に監査を実施いたしましたので、監査委員を代表して、審査結果を報告いたします。

審査にあたっては、各会計歳入歳出決算書、各会計歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、主要な施策の成果説明及び各基金の運用状況を示す書類について、それぞれが関係法令に準拠して調製されているか。また、決算の計数に誤りはないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどを主眼として、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続により実施いたしました。

審査の結果であります。審査に付された各関係書類は、いずれも法令に規定された様式により作成されており、記載金額等は歳入簿、歳出簿、証書類、財産台帳等と符合して、計数的に正確であることを認めました。

また、各基金の運用状況を示す書類の記載金額は、基金出納簿、証書類と符合して、計数的に正確であることを認めました。

決算の概要及び審査の内容は、決算審査意見書のとおりですが、指摘事項を審査のまとめとして 24 ページから 25 ページに記述しておりますので、ご報告させていただきます。

審査のまとめとして、まず 1 点目は、効果的な事業執行についてであります。

合併 10 周年を迎え、財政状況も安定してまいりましたが、普通交付税の合併算定替が、平成 28 年度から縮減の期間に入ります。そのため、過去 10 年間の事業成果を今一度再検証した上で、今後も継続・再編する事業、期限を決めて打ち切る事業、住民ニーズに対応した新たな事業、そして、人口減少問題を基底に据えた、特色ある新たな事業など、持続可能なまちづくりに向けて、創意と工夫を凝らし、効率的・効果的な事業執行に努められたいと思います。

2 点目は、未収債権の管理及び回収についてであります。

町税等の債権を確実に回収することは、納付の公平性のもとより、自主財源の確保を図る観点から、町の重要な任務であります。

町税においては、全体では、収入未済額及び滞納者数は徐々に減少をしておりますが、軽自動車税では納期を過ぎるケースが増えており、納税意識の低下が懸念されます。

国保税については、収入未済額及び滞納者数ともに増加をしており、医療費給付の増大とあわせて国保会計の健全な維持を懸念いたしております。

また、使用料等では住宅使用料も年々増加しており、滞納の背景には、失業等雇用情勢

の悪化も考えられるかも知れませんが、滞納は翌月に持ち越さないことが重要であります。

本町では、関係課による徴収対策会議が設けられ、滞納者の情報提供や回収方法について対策が講じられているようですが、より一層の債権回収に努められることを要望いたします。

3点目は、公共施設の適正管理についてであります。

学校・保育園規模適正化に伴う跡地活用については、学校等跡地施設利活用事業者募集が行われ、地域の活性化につながる事業展開が期待されているところです。

一方、合併に伴う重複施設や、人口減少による公共施設の利用需要の変化、道路・橋梁・上下水道等インフラの適正管理が、今後、健全財政を堅持していく上で大きな課題であると言えます。

今後、公共施設等総合管理計画策定を進めるにあたって、公会計整備に伴う公有財産の洗い出し及び資産評価に留意しつつ、全ての公共施設を再点検し、長期的な視点に立ち、更新、統廃合、長寿命化などの方針を樹立し、財政負担の軽減及び平準化に努められたいと思います。

最後、4点目は、魅力あるまちづくりについてであります。

人口流出対策を講じることは、同時に転入者にとっても住みやすいまちをつくることであり、魅力ある地域づくりにつながると言えます。

一方、町内には600軒を超える空き家が存在し、危険空き家も増えつつあります。近年、中山間地域においても、IT環境を生かして、空き家をサテライトオフィスとして開設したり、田舎暮らしを希望する若者が増え、まちの活性化につながっている事例も各地にあります。

佐用町は、ひまわりのまちとして定着しつつあり、天文台や宿場町平福など、交流人口を助長する素材が幾つもあると考えます。また、姫新線にSLを走らせるという大きな夢も描かれています。

こうした環境を生かし、交流人口の増加及び移住支援に戦略的に取り組み、魅力あるあるまちづくりを進められたいと思います。

以上をもちまして、決算審査の意見とさせていただきます。終わります。

議長（西岡 正君） 代表監査委員の決算監査報告は、終わりました。どうも、御苦労さまでした。

ここでしばらく休憩したいと思います。

再開を3時40分といたします。

午後03時24分 休憩

午後03時40分 再開

議長（西岡 正君） それでは、休憩を解き、会議を再開します。

日程第39. 認定第17号 平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

議長（西岡 正君） 続いて、日程第39に入ります。

認定第17号、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合一般会計歳

入歳出決算の認定についてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました認定第17号、平成26年度兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合一般会計歳入歳出決算の認定についてのご説明を申し上げます。

兵庫県佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合は、平成27年3月31日をもって組合を解散いたしましたので、その時点で打ち切り決算となっております。

この決算の内容につきましては、組合の管理者でありました宍粟市長より、組合の平成26年度歳入歳出決算書の送付があり、地方自治法施行令第5条第3項の規定に基づき、各構成団体の長において議会の認定に付す必要がございますので、今回提案するものでございます。

決算の内容は、歳入決算額3,265万455円に対して、歳出決算額2,566万8,755円で、歳入歳出差引額は698万1,700円となっておりますが、この剰余金につきましては、組合管理者であった宍粟市において、平成27年度の宍粟市一般会計予算に、歳入・決算剰余金等、歳出・三土中学校事務組合精算費として計上し、精算事業を実施いただいているところでございます。

なお、精算事業終了後は、残金が生じる予定であると報告を受けておりますので、その残金につきましては平成27年度中に佐用町へ返金いただくことといたしております。

この歳入歳出決算の認定につきましては、同施行令同条同項の規定に基づき、監査委員の意見書及び主要な施策の成果説明を添え、議会の認定に付すものでございます。

認定を賜りますようお願いを申し上げます、説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する当局の説明は終わりました。

本案につきましては、本日即決といたします。

これから質疑を行います。質疑はございますか。

〔平岡君 挙手〕

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今、提案説明の中でありましたんですけれど、差引実質収支額ですか、693万6,245円については、年度中にこの27年度中に明らかになるということではあったんですけれど、その26年度の3月31日で打ち切りにはなっていますけれど、どういう内容のものが、だいたい概略残ってきているのか。内容について説明ができましたら。

一般的な年度途中の経過だけではなくて、わかる範囲でいいんですけれど。説明してください。

〔教育課長 挙手〕

議長（西岡 正君） 教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） それでは、失礼いたします。

先ほども申し上げましたように、3月31日をもって、その時点で打ち切りということになってございます。

ですから、歳入のほうから申し上げますと収入未済額がございすけれども、この15万円ですね。これは、トライ・やるウィークの推進事業の補助金でございす。決算書の3ページでございす。そういったことで、これは佐用町のトライ・やるウィークと同じでございすけれども、1学期分がこれ未収になっておりました。

それから、歳出のほうでございすけれども、それぞれ不用額のほうが出ておりますが、大きいところから申し上げますと、先ほども申し上げましたように、精算事業というようなもので宍粟市の一般会計に計上していただいております。そういった中で、先ほど一番大きいものと申し上げたのが給食の負担金でございす。これが330万円余り、これが残で残っていたということですので、それをまた、支出をするというようなことにもなっておりますし、それから、自転車置き場の撤去解体がございました。これが、98万8,000円余りというようなことになってございす。それから、地下燃料タンクの廃止工事、これが約30万円ほどということになります。

そういったことで、電気代とか、そういったもの含めてでございすけれども、先ほど申し上げた金額は、執行をこれからされていくということではございすけれども、宍粟市のほうにも確認をいたしますと、あと執行で処理されていないものが数パーセント程度だということですので、そういった形で、適切に執行、未払いの分を支払いをいただいているものというふうに思っております。以上でございす。

[平岡君 挙手]

議長（西岡 正君） はい、平岡議員。

13番（平岡きぬゑ君） 今、概略で、給食費330万円、自転車置き場98万円、地下燃料の30万円と電気代ですか。

それ、ちょっと単純にざっと足していきましたら、693万円からすると、幾らか100万円くらい残るんですか。残ったりはしないんですか。

議長（西岡 正君） ちょっと、説明。教育課長。

教育課長（尾崎文昭君） 今、ざっと概略で申し上げたわけではございすけれども、提案説明のほうでもありましたように、執行残がやはりございす。

私どもが報告を受けてますのが、全体では200万円弱ぐらいになるんじゃないかなというふうにお聞きしております。

当然、分担金の割合が平等割とか生徒数割とかいろいろございすので、佐用町としては150万円余りのお金が返金されるものじゃないかなというふうに、今のところ考えております。

議長（西岡 正君） いいですか。ほかにありますか。

ないようですので、質疑を終結します。

これから討論を行います。討論はございすか。

[討論なし]

議長（西岡 正君） ないようですので、討論を終結します。
これより、認定第 17 号を採決します。この採決は、挙手によって行います。
認定第 17 号を、原案のとおり認定することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって認定第 17 号、平成 26 年度、兵庫県
佐用郡佐用町・宍粟市三土中学校事務組合一般会計歳入歳出決算の認定については、原案
のとおり認定されました。

日程第 40. 同意第 1 号 佐用町公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 40、同意第 1 号、佐用町公平委員会委員の選任につき
同意を求めることについてを議題といたします。
提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵逄典章君。

〔町長 庵逄典章君 登壇〕

町長（庵逄典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました同意第 1 号、佐用町公平
委員会委員の選任同意についてのご説明を申し上げます。
平成 19 年 12 月 5 日から、佐用町公平委員会委員としてご尽力賜っております藤本弘之
さんでございますが、本年 12 月 4 日の任期満了をもって、勇退されることとなりました。
後任の公平委員会委員に、溝端雅孝さんを選任いたしたく、地方公務員法第 9 条の 2 第
2 項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。
なお、任期は平成 27 年 12 月 5 日から平成 31 年 12 月 4 日までの 4 年間でございます。
ご同意いただきますようお願い申し上げます、提案の説明といたします。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明は終わりました。
本案につきましては、本日即決といたします。
この際、お諮りいたします。本案件につきましては、人事案件でありますので、議事の
順序を省略して、直ちに採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。
それでは、これより同意第 1 号を採決します。この採決は、挙手によって行ないます。
同意第 1 号を、原案のとおり同意することに賛成の方、挙手を願います。

〔賛成者 挙手〕

議長（西岡 正君） 挙手、全員であります。よって同意第 1 号、佐用町公平委員会委員
の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

日程第 41. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

議長（西岡 正君） 続いて日程第 41、諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦につき意見を求
とについてを議題といたします。

提案に対する当局の説明を求めます。町長、庵途典章君。

〔町長 庵途典章君 登壇〕

町長（庵途典章君） それでは、ただ今、上程をいただきました諮問第 3 号、人権擁護委
員の推薦につき意見を求めることについて、提案理由のご説明を申し上げます。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております、佐用町末廣 2021 番地 1、野村
正明氏の任期が、本年 12 月 31 日をもって満了となるため、引き続き人権擁護委員に就任
いただきたく、候補者として推薦いたしたいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 号の規定に
より、議会の意見を求めるものでございます。

ご同意いただきますようお願い申し上げて、提案の説明とさせていただきます。

議長（西岡 正君） 提案に対する説明が終わりました。

なお、諮問第 3 号につきましては、本日即決とします。

ここでしばらく休憩をいたします。

午後 0 3 時 5 3 分 休憩

午後 0 3 時 5 4 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を続行いたします。

ここでお諮りします。諮問第 3 号については、お手元に配付いたしました意見のとおり
適任と答申したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって諮問第 3 号、人権擁護委員の推薦に
つき意見を求めることについては、適任と答申することに決定いたしました。

日程第 42. 特別委員会の設置及び委員定数について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 42、特別委員会の設置及び委員定数についてを議題と
いたします。

お諮りします。平成 26 年度佐用町一般会計、及び 13 特別会計、並びに 2 事業会計決算
の審査のため、全員による決算特別委員会を設置したいと思っておりますが、これにご異議あり
ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よって、全員による決算特別委員会を設
置することに決定いたしました。

日程第 43. 特別委員会委員長及び副委員長の選任について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 43 に入ります。

特別委員会委員長及び副委員長の選任についてを議題といたします。

先の全員協議会において協議され、委員長及び副委員長が決定されておりますので、決算特別委員会の委員長及び副委員長の氏名を議長より発表いたします。

佐用町議会、決算特別委員会委員長、石黒永剛君。副委員長、廣利一志君。

以上の両君が、決算特別委員会委員長及び副委員長に選任されました。よろしく願いをいたします。

日程第 44. 委員会付託について

議長（西岡 正君） 続いて日程第 44、委員会付託についてであります。

ここで、しばらく休憩します。

午後 0 3 時 5 6 分 休憩

午後 0 3 時 5 7 分 再開

議長（西岡 正君） 休憩を解き会議を再開します。

お諮りします。お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、所管の委員会に審査を付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。そのように決めます。

議長（西岡 正君） 以上をもちまして本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。委員会等開催のため明日 9 月 8 日から 15 日まで本会議を休会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（西岡 正君） ご異議なしと認めます。よってそのように決めます。

次の本会議は、来る 9 月 16 日午前 10 時より再開し、一般質問を行いますので、ご承知くださいますようお願い申し上げます。

それでは、本日はこれにて散会をいたします。どうも御苦労さんでした。

最後に決算特別委員会、石黒永剛委員長から、御挨拶をお願いいたします。

決算特別委員長（石黒永剛君） 決算特別委員長というような形でご指名いただきました。なるべくスムーズに早く終わりたいと思いますので、協力のほどをよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

議長（西岡 正君） はい、ありがとうございます。よろしく申し上げます。
それでは、本日はこれにて散会いたします。御苦労さんでした。

午後03時58分 散会
